

# 企業財務の分野における国際標準化

— 公益の立場からみた国際監査基準を巡る欧米の動きと日本 —

北村 歳 治

一、インターナショナルから

グローバルへ

ご紹介いただきました北村でございます。

今日は、監査基準だけではなく会計基準の問題にも多少触れたいと思っております。スクリーンを使いながら、お手元のレジュメと合計九ページの資料をご参考にしていただきたいと思います。スクリーンの方は、パワーポイントのコピーを用意してお手元に配付しております。(巻末資料参照)

## (1) 国際標準からみた会計・監査基準

ここにおられる方は、二〇〇三〇年前「コクサイ」と言えば、ナショナルボンドの「国債」とインターナショナルの「国際」の二つを指し、それが当時の審議会等で取り上げられたことを覚えておられるかと思いますが、昨今では、「インターナショナル」の時代に代えて、「グローバル」という言葉が使われています。

『インターナショナル』と『グローバル』の違いは何か」という問いには、いろいろな答えがありますが、一つの理解としては、「インターナ

「シヨナル」の場合には各国間の差というものが残り、その中で、いかにしてお互いの関係を調整していくかが問題となります。一九九五年頃のWTOの金融サービス交渉のときも、それぞれ各国の制度なり慣行の差をある程度尊重した上で、なおかつ門戸開放という形での調整を図っていくということでした。尤も、既にそのころには、銀行の世界ではBIS基準、すなわちバーゼル委員会の合意に基づいて、統一的なルールで国際的に活動している銀行を規制し、やや先駆的な形で統一ルールの銀行ビジネスを捉える動きが始まりました。

しかし、一九九〇年代後半以降になりますと、「グローバル」という捉え方で、国の間の差異というものを飛び越えて、一つのルールで仕切っていくという動きが強まっています。その考え方を図示したものが、国際標準化の図（図表

1）です。

国際標準化については、科学技術の場合と比較するとご理解しやすいのではなからうかと思いますが、科学技術の場合には早い者勝ちという形で、例えば情報通信の場合には、マイクロソフトが技術上の基準をつくっていくということが目立つわけですが、さすがに会計・監査基準になりますと、利害関係者が余りにも多いので、*de facto*の形では、なかなか基準ができません。従って、*de jure*という形で関係者が集まり、事前にルールを設定する形で対処していかざるをえないわけです。実際、こういう形で現在会計・監査基準というものが議論されています。

## (2) 国際標準の設定（誰がどのような条件下で設定するのか）

次の図表2は、こういう専門的な分野の基準が

オーソライズされた場合の効果を示しています。

これがどのようにしてオーソライズされるのかという点は、後ほど述べたいと思います。ここでは、こういう基準の設定は、プロの専門家にゆだねざるを得ない面を指摘しておきたいと思いません。

会計・監査基準の設定がどういう機関で行われているかという点については、国際会計基準（IFRS）はIASB（国際会計基準審議会）で行われており、また、監査基準はIFAC（国際会計士連盟）の中のIAASB（国際監査・保証基準審議会）あるいは、単に国際監査基準審議会というところで決められています。いずれの場合も、民間機関です。公的機関ではないところが公的な要素を持つ会計・監査基準を決めています。それは一体どういう理由によるのだろうかというのが、今日の主要な論点です。

いずれにしましても、図表2は、結論的に申し上げますと、そういう基準が、多くの関係者から認められるような形で設定された場合、経営者にとって、投資家にとって、監督当局にとって、あるいは全体として考えてみて、予想される効果を例示的に示しています。

#### ① 会計基準設定を巡る関係者

皆様がマスコミ等を通じてよくご存知の国際会計基準については、図表3に示されるように、民間の機関であるIASBで議論が行われていますが、このIASBは、もともとは世界の公認会計士団体の人たちがつくったものから出発しています。一九七〇年代からいろいろな活動を始めて現在のIASBに発展的に進んできたわけですが、ここでの議論をガバナンスする目的でTrusteesという評議会が設けられています。この評議会がI

ASBの人選等を通じて国際的な基準の設定プロセスを見守っているはずだったので、国際会計基準は後ほど申し上げます国際監査基準に比べて、やや独走的な動きを示したという批判がみられました。このような背景の下に二〇〇九年一月にMonitoring Boardという機構が設定されました。このMonitoring Boardの構成メンバーは、IOSCOの他に主立った国々の証券当局、監督当局となっております。このMonitoring Boardができ上がりまして、これが「Trusteesの人たちと連携をとりながら、IASBの動きを見守り、監視していくという形になったわけです。一方、IASBのメンバーは、図表3の下の方に示しますように、会計の直接の関係者のみならず企業経営者・団体等を背景にしたさまざまな人たちとなっております。

## ② 監査基準設定を巡る関係者

監査基準は次の図表4になりますが、民間機関であるIFACが監査基準に関係するさまざまな審議会を持っており、これらはPIAC（監査関係基準設定審議会）と呼ばれています。その中でIASBが中心になって基準設定の作業を進めてきました。

その背景につきましては、二〇〇一年から二〇〇二年にかけて米国のみならず世界を騒がしたエンロン事件を巡る問題があります。このような問題とその反省を踏まえて、IFACにおける監査基準の決定については、早い段階から第三者的な立場から監視を行うこととなり、図表4に示されたPIOB（公益監視委員会）が設置され、それをまたMonitoring Groupが見守るという形で作業が進められてきました。Monitoring Groupの構成メンバーはIOSCOの他、主だった金融関

連の国際機関であり、また、PIAAC構成メンバーは監査関係団体を中心にさまざまな人達となっています。

このように、監査基準と会計基準の設定は、本的にはかなり似ていますけれども、その設立の経緯等から、構成等の詳細は、説明に舌をかむようなニュアンスの差異があります。図表3と4は、できるだけ骨格が明確になるように提示しております。繰り返しますが、一見似たような形ではありますが、成立経緯等から考えますと、かなり異なった点があることに留意する必要があります。いずれにしても、こういう民間機関が議論を行って国際基準を設定しており、それが公的な側面を持って、会計監査人を規正していくという仕組みになっています。

### ③ 基準設定プロセス

次に、監査基準決定プロセスですが（会計基準の決定プロセスは省略させていただきます）、図表5の上段の国会、議会のような公的な機関が物事を決定していく場合と比較して、下段の流れで示されています。すなわち、監査問題に精通している実務者あるいは実務者でなくとも専門家等が外部関係者の助言・意見に十分耳を傾けながら手順・手続きと透明性をキチンと守って基準決定プロセスを進めていく体制となっています。そこでは、公的な側面を持った基準を民間機関が決定していく際の手順（due process）と対外公開（ex posture）の手続きが厳格に規定されています。

IAASBでは、会計・監査基準の専門家以外の人たち、すなわち、監督当局の関係者あるいは会計・監査の分野の経験者等も参加して、議論を進めています。そして、その途中のプロセスがす

べて対外公開されています。特にICTの時代ですから、インターネットを頻繁に利用する形ですが、フォローでき、コメントを提出できるようになっています。それが場合によっては二度も三度も繰り返し返されて、基準設定に到るという流れです。

監査基準の場合には、図表5の右下の方に書いてありますが、それを各国の監督当局が採用した場合には、それが法律的な側面をもって実施されます。採用に到らない場合でもIFACのメンバー団体の構成員は、それによって規正されます。同時にC A P (Compliance Advisory Panel)´これはIFACの中にある一つの委員会的なものですが、ここが実施状況をしっかりと見守ってフォローアップしていく仕組みを採っています。要するに基準の設定、そして、その有効な実施を確保する体制ができています。

### (3) 会計、監査基準に関する主要国の状況

それでは、現在、会計基準、監査基準が主要国ではどうなっているだろうかという点に移りたいと思います。図表6に示されている会計基準については、先ず、日本の場合、ASBJ(企業会計基準委員会)というところが設定しています。かつては大蔵省の企業会計審議会等の議論を経て決められたものが、今はこのASBJの方に移った体制になっていますが、それを金融庁が監督しています。

一方、日本よりも先行していました米国では、FASBと略称している民間機関が米国基準をつくり、これをSECが監督しています。そして、EUでは、二〇〇〇年から各国ばらばらのものをやめて、EUとは別の国際的な民間機関であるIASBが設定するIFRSを採用し、これを二七カ国に適用するという形となっています。その監

監督当局は、EC（欧州委員会）、EUの政策執行機関）とEUメンバー国の監督機関となつています。

これらの基準が余りばらばらだと意味をなさないので、それぞれの歩み寄り、すなわち米国とEUの間では早くからノーウオーク合意というものが結ばれまして、両方の会計基準のコンバージェンスを図る、これは歩み寄りというより、むしろ両方がいろいろ努力し合つて、新しいいいものをつくつていこうという意味に近いと思うのですが、そういう動きが展開されてきました。日本の方は、IASBとの間ではコンバージェンスを図る目的で二〇〇七年からその努力が重ねられると同時に、米国との間では意見交換を行うという形で推移しています。

次に、監査基準になりますと、図表7が示すようにややばらばらになっています。

日本は企業会計審議会の監査基準と公認会計士協会の実務的な指針、両方合わせた形で監査基準が構成されています。EUの場合には、現時点では各国ばらばらの基準が適用されています。EUではこれを一本化しようという動きが、既に始まっており、二〇〇九年六月からは具体的にISA（国際監督基準）を目指す行動に着手しました。まだ採用には至っていないのでイタリックで書いています。米国の場合には、エンロン事件の後、監査基準の設定機関について再構築が行われた結果、公開会社向けと非公開会社向けの監査基準の二本立てという形になっています。

監督当局は、日本の場合は金融庁、EUの場合には現時点で各国監督当局、そして米国の場合はSECという具合に、会計基準に比べますと、基本的には同様なものになっています。

## 二、財務情報のための会計・監査

### (1) 簿記・会計・監査

#### ① 簿記・会計・監査とは

会計・監査の問題を熟知されている方にとって  
は釈迦に説法となつてしまいますが、監査は、会  
計に対してどういう位置づけになるかという点に  
ついて、図表8、9を中心にお話したいと思います。  
す。

まず、簿記ですが、これは bookkeeping とい  
うことで、取引を帳簿に記録することです。その  
次の会計の accounting の account は「説明する」  
という意味から出発していますが、取引結果を関  
係者に報告することを意味し、この言葉から ac-  
countability という言葉が出たようです。簿記、  
会計は一緒に扱われる場合もあります。

これに対して、監査は、企業から独立的な立場  
にある第三者が、企業等の作成する財務諸表等に  
ついて検証・評価して、その結果を利害関係者に  
伝達するところが特徴です。この監査は、財務諸  
表をつくる企業の経営者とは立場が違います。こ  
の立場の違いを、監査論では「二重責任の原則」  
と呼んでいます。これは誤解を招きやすい翻訳  
でして、私も最初は「二重責任」の意味に戸惑い  
ました。要するに、財務諸表の作成は企業経営者  
の責任の問題であり、企業経営者が作成した財務  
諸表を、第三者たる独立の監査人が検証して評価  
するという検証判定責任は監査人の方の責任で  
あって、この二つの責任を明確に分けるとい  
うことで、英語では segregation of responsibility  
という表現をとっています。その方が分かり易い  
と思います。図表8には、「財務諸表の作成・公  
表は経営者」、「それに対する意見の表明は監査

人」と書いていますが、その違いがあります。

時々パソコンで打ち込んでおきますと、「監査」の「監」の字に「金」へんがついて失敗をするところがありますが、「鑑査」の場合には、優劣等の判断あるいは価額の評価を意味しています。図表9をご覧くださいますと、会計は物差し・尺度としてありますが、監査は物差しの方を診る、すなわち検査に近いので、「監査」という漢字を当てているわけです。

監査の結果は、投資家等が利用します。繰り返しますが、利用者は投資家を含む市場関係者が中心です。しかし、監査報酬は財務諸表を作成する企業が出しているという仕組み・慣行になっておりまして、これは格付けの場合でも似た問題があります。余談になりますが、この点は、もう少し真剣に考えなければならぬ問題だと思っております。余り議論されていないのが実状です。

## ② 会計・監査の譬え

そういう会計、監査の違いは、譬えで言えばどういうことになるか、繰り返しになりますが、会計が物差し、あるいは尺度とすれば、監査はその当て方を診ることになります。別の譬えでは、会計は、陸上の競走においてコースを決めて「用意ドン」という形で走者を送り出す、そして、「ゴールインを見定めるもの」と言うことができます。これに対し、監査は、競走後に、走者がコースを踏み外さなかったかとか、あるいは他の走者の邪魔をしなかったのか等をチェックして、一位、二位、三位という順位づけが適正な結果だったかどうかを評価する、これが監査になると思います。

最近では「内部統制」という言葉が使われますが、では、それはどういう位置づけになるか。先の陸上競技に譬えてみると、内部統制は、コーチ等が、選手のドーピング行為がないように常時指

導なりチェックをしている。そういうチェックをマニュアル化して整備し、自己点検しているかどうかというのが内部統制だと思います。そういう内部統制が不十分な場合には、監査においてはかなり検証を厳しく行わざるを得ないという結論になろうかと思えます。

会計なり、内部統制と異なる監査の位置づけはこの一〇〇年間の間に大きな展開が見られました。最初のころ、すなわち、二〇世紀に入った頃に「監査」という概念が確立したのではなからうかと思えますが、その段階では、現金とか在庫品の確認という実証性テスト (substantive test) という性格が前面に出ていました。それが発展して、リスク・アプローチ (risk approach) というものに至り現在につながっていますが、その途中の段階で、一九三〇年代、四〇年代、五〇年代、いろいろな形の監査の考え方が展開されまし

た。結局、一九九〇年代に入ってからリスク・アプローチという形で監査が位置づけられ、この考え方が今基本的になっています。監査基準等もこの考え方を前提に体系づけられているという特徴があります。

監査においては、一つの大きな企業を悉皆的に検査するというのはまず不可能です。従って、どういうところにリスクがありそうか、問題がありそうかと嗅覚を働かせて、重点分野、重点項目を決めて、効率的にチェックする。効率的にチェックするというのは、その企業のコントロールシステムがどうなっているか等を頭に入れながら、重点的、かつ効率的に行っていく、そういうものがリスク・アプローチと私は理解しています。現在の国際監査基準は、こういうリスク・アプローチを前提にしながら構成されていると言うことができます。

これに加えて、二〇〇〇年代に入ってから、内部統制 (internal control) という考え方が、エンロン問題を契機に前面に出てきました。時間の関係でこれに関連する問題については省略させていただきます。

## (2) 日本の監査基準と国際監査基準 (ISA)

先ほどお話した監査基準は、図表7に戻っていただきますと、日本の場合の監査基準、そしてEUの場合、米国の場合が示されています。

この日本の監査基準は、図表10に示されているように二つの部分から構成されています。先ず、企業会計審議会の監査基準は、右側の三角形のトップに相当します。すなわち、国際監査基準の原則的なところを引き出して、それを企業会計審議会監査基準という形で位置づけています。

この監査基準に加えて、公認会計士協会の方で

実務的な観点から監査基準委員会報告書というものを出力しています。これは、国際監査基準 (ISA) を翻訳したものをベースにしています。このように、日本の監査基準は、実は国際監査基準の薄いグレーのトップの部分と、二つ目の中間の台形になっている部分の二つから構成されています。日本の対外的な説明は、企業会計審議会の監査基準と日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書、この両方をもって国際監査基準全体に対応するということである、と私は理解しています。

実際には、このほかに大手会計監査法人がマニュアルを作成し、その実務的なものが細かな手順等に触れています。これは図表10の三角形の一番下の濃いグレーの部分に相当します。

### 三、国際監査基準（ISA）の設定における国際環境

（EU、米国の動きと日本）

#### (1) 会計監査の分野における二〇〇〇年前後の

##### 内外の動き

図表11は、会計・監査関係の大きな動きを示しています。この中でも特に大きな影響を持つものは太字で示しています。二〇〇〇年を中心にして、日本国内でいろいろな動きがありました。外国におきましても非常に大きな動きが見られました。その意味では二〇〇〇年前後の動きがドラマティックに現在に影響していると考えられます。

図表11の真ん中辺に二〇〇〇年五月にIOSCOの話が出ていますが、IOSCOは、国際会計

基準、当時はIASと呼ばれていましたが、現在IFRSと総称されるものを二〇〇〇年に承認して、これを受けてEUの政策執行機関であるECが五年後の二〇〇五年から適用することとし、各国ばらばらだった会計基準を一本化することに踏み切りました。その意味では、IOSCOの評価、EUの行為というものは非常に重要な意味を持つと考えられます。要するに、EUがIFRSをEU域内に適用する方針を決定すること、米国の会計基準に対して、IFRSがこのころから前面に浮かび上がってきました。

そしてまた二〇〇一年には、企業の財務問題、スキャンダルが、米国のみならずヨーロッパでも続出したということで、会計・監査問題がこのころから盛んに議論されたという事情もあります。

(2) 国際的な懸念の対象になった我が国の会計・

監査基準

日本の場合も、一九九七年の山一證券、北海道拓殖銀行の問題等を契機にして、日本の金融機関、企業の財務諸表の信頼性が非常に難しくなったという時期でした。特に一九九九年三月期決算の財務諸表のときに大きな問題になったレジエンド問題は、まだご記憶に新しいかと思います。この問題のポイントは、図表12に示されています。その後も、レジエンド問題とは性格が違います。が、継続企業の前提の問題が生じ財務諸表に注記するような形で、意味深長な注記が行われるという動きもありました。これも図表12の下段に示されています。私の理解では、レジエンド問題というのは、幸い二〇〇四年くらいには一応終わっているという感じがします。いずれにしましても、二〇〇四年にはEUによって日本の会計基準がI

FRSと同等と評価された年でもありません。

(3) 海外における会計・監査問題

① エンロン事件前後からの推移

二〇〇〇年代に入ってから、国際的な視点で国際会計・監査基準の「設定」に係る動きを示したものが図表13です。

一番最初のIOSCOとEUの説明については、先ず、IOSCOが国際会計基準をエンドースするという動きを踏まえて、EUが国際会計基準を採択する方向に動き出したという意味で、二〇〇〇年は非常に重要な年だったわけです。そういう動きと、先に述べました日本国内の問題を受けて、二〇〇一年から二〇〇二年にかけて、日本でも会計基準あるいは監査基準について見直し等の議論がいろいろ生じてきました。

国際的には会計基準がIASBの方でしっかり

作成されるという前提で動き出したことに比べ、監査基準は、IFACすなわち国際会計士連盟の監査基準の審議会に着目したIFAC改革というものが二〇〇三年に始まりました。このように、会計基準と違い、監査基準の設定のあり方についてはこのころから真剣な議論が進められました。

二〇〇五年に、今、私が所属しています国際公益監視委員会(PIOB, Public Interest Oversight Board)が発足しました。IOSCOはマドリードに本部を置いています、その場所と同じところにPIOBが本部を設置しています。PIOBは、バーゼル銀行監督委員会、保険監督者国際機構、世界銀行、EC(EUの政策執行機関)、金融安定化理事会がイニシアティブをとって設立されましたが、IOSCOもPIOBの主要な設立母体となっており、資本市場という観点からすれば、両者には密接な関係があります。私自身は、

IOSCOの推薦でPIOBのメンバーになっています。

二〇〇九年に入ってから、図表13の下半分に示しているように、六月に、監査基準の関係で大きな動きが出てきました。これはIOSCOが国際監査基準ISAをエンドース(承認)するという声明を発表したからです。会計基準については、先ほど申し上げましたように、二〇〇〇年の段階でIOSCOがIFRSをエンドースしたわけですが、それから約九年遅れる形で、国際監査基準についても、IOSCOがこれをエンドースしたわけです。

また、EUも国際監査基準を採択する方向に動き出しました。これはEUが独自に判断したというよりも、IOSCOのような動きを踏まえて、EUとしても公認し採択していく方向に踏み切ったことだと思えます。そういう意味で、国際会計

基準に似たプロセスを経ながら、国際監査基準も国際標準として大きな一歩を踏み出したでわけです。

## ② 財務報告の基盤

図表14は、世銀の関係者が使っている図です。

国際会計・監査基準を中心とする財務報告のシステムがエンロン事件等を通じて崩壊したことを象徴的に示したのですが、財務報告すなわち Financial Reporting は監査基準、会計基準等、それを支える柱が何本もあることを示しています。

図表14については一番左側の方から列車が来て、この橋を渡ることを想定していただければよろしいかと思いますが、会計基準がはつきりしなければ、企業経営者あるいは財務関係者は手の打ちようがないわけでして、まず、会計基準が前提になります。それがしっかりした法律的な裏づ

けと執行を踏まえる必要があります。

次に、Education と書いてありますが、これは会計監査人が変転する経済環境の中で常に新しい理解、新しい問題意識を持って対処する必要があることを示しています。生涯教育のような形で会計・監査に対する訓練が行われているわけですが、それも柱の一つになっています。そしてまた、会計監査人の独立性を保つための倫理問題も入ってくるわけです。最後に、そういう会計行為を検証して、それがいかどうかを評価するという監査基準があります。これらがそろって初めて財務報告のシステムが動き出すわけです。

これが二〇〇一年～二〇〇三年のころに瓦解したというのが、図表15の意味です。

## ③ 国際会計・監査基準の動き

図表16は、会計・監査基準を、各国当局者、I

OSCO等の観点から見たものです。すなわち、会計基準、監査基準の二つについて、各国の当局者等がどういう対応、考え方をとっているかということを示すものです。

国際会計基準については、EC（EUの政策執行機関）をご覧いただくと分かりやすいかと思いますが、二〇〇〇年にIFRSを採択する方針を決め、二〇〇五年に実施、それに対して、国際監査基準ISAの方は、二〇〇九年六月に採択をする方向で検討を始めるという状況になっています。いずれEU議会でISA議論が行われるかと思いますが、その前段階に入っています。その議論がスムーズに進む場合には、採択が決定し、実施時期も明示されると思います。

これに比べ、日本のスタンスは右側から二つ目に書いてありますが、会計基準につきましては、設定主体が、二〇〇一年に企業会計審議会から民

間の企業会計基準委員会、ASBJに移動するという動きがありました。これに対し、監査基準については現在でも企業会計審議会の監査部会が中心になって担当しています。ただ、先ほど申し上げましたように、重要な原則部分が企業会計審議会で決まりますが、それに関連する実務的な部分は、公認会計士協会の監査基準委員会が報告書をつくるような形で補完しています。米国は自国の基準を中心に独自の動きを行っていますが、国際的な動向に目配りしています。ECは、国際基準設定の動きとOSCOの動きを慎重に見守って対応しています。

#### (4) IFACにおける監査基準審査会と明瞭性

##### プロジェクト

##### ① 明瞭性プロジェクト

監査基準に焦点を絞りますと、二〇〇五年あた

りから、国際監査基準の設定の動きが具体化し、従来の監査基準の大幅な見直しが行われ始めたわけですが、これは明瞭性プロジェクト Clarity Project という形で進められました。その具体的内容は、図表17に示されていますが、ここでは項目だけ述べることにしたいと思います。

まず、二〇〇四年から二〇〇九年三月まで、五年余りを使って監査基準の徹底的な見直しを行いました。全体的な目的、その明瞭化とともに、個々の監査基準の明瞭化を図ることが主目的でした。今までは冗長で読みにくい、分りづらいというものを明瞭化する。次に、監査人が遵守すべき事項を明確化する。これは obligation という強い表現を抑えて requirements という言葉を使っていますけれども、事実上、会計監査人が守らなければならない義務事項を明記し、あいまいさを排除するとともに、読みやすさ、理解の促進を図る

ためにいろいろな工夫がなされています。

図表17の下の方に示した参考ウェブサイトはこの段階では英語しかありません。この七月、八月の段階で、このウェブサイトにビデオプレゼンテーションを取り入れられ動画の形で個々の監査基準についてわかりやすい説明が行われる予定になっています。英語の訓練をかねてこのウェブサイトをご覧になるとするのは、一つのおもしろい試みではなかるうかと思えます。

いずれにいたしましても、明瞭性プロジェクトが二〇〇九年三月に終わりました。これについては先ほど申し上げましたように、EUでは非常に強い関心を以って見守られていました。そしてまた、米国は自国の監査基準との対抗上の問題、その位置づけの問題もありますので、関心を以って見守っていました。そして、明瞭性プロジェクトが完了した段階では、それ相応の報道が欧米では

あったわけですが、日本では、私が調べた範囲内ではありませんでした。

## ② 明瞭性プロジェクト終了後の国際監査基準の姿

この明瞭性プロジェクトを経た後の国際監査基準ISAは、基準それぞれが体系立った書き方になっていまして、図表18に沿ってかいつまんで申し上げますと、導入部の後、目的が明確に示され、その後で個々の重要な言葉の定義がきちんと書いてあります。その後に会計監査人に対する「要求事項」が明確に書かれ、最後に具体的な適用に当たった際の注意書き等が示されています。こういう形で各基準が構成されています。

次の図表19は、国際監査基準の全体像、すなわち合計三六本プラス一の基準から構成されている姿を示しています。それぞれの監査基準にはナン

バリングが付されており、大まかに申し上げますと、一番最初に、企業が監査契約を結ぶという場合の問題から始まりまして、最後に、監査人としての意見を述べる意見形成の基準となっています。それから、最後に特殊な領域という流れになっています。

## (5) 明瞭性プロジェクトを経た国際監査基準の持つインプリケーション

この国際監査基準がどういう意味を持つだろうかということを示したものが、図表20です。ここでは監査当局にとって、監査人にとって、そしてまた、投資家等の財務諸表利用者にとって、どういう意味を持つかというものを例示しています。

もし、各国が国際監査基準を採択し、そして、実施に移すということになりますと、監督当局にとっては、監査基準の明瞭化は国際的なレベル

で、また、国内と海外との調整済みという形で、適用することができるというメリットがあります。また、会計監査人に対する要求事項（これは義務事項であることは先ほど述べました）が明記してありますから、監督当局としては、公認会計士、監査人を監督・取締りを行う場合に、基準はつきりしているという面もあります。

国際監査基準の採択・実施は、そういう意味では、今までの状況に比べると、グローバルの意味で効果的、効率的そして現実的な形で展開することができるといえるかと期待できます。

会計監査人にとってても、幾つかのプラスがあります。一つは、監査の使命・目的というものが明示されています。全体だけではなくて、個々の基準についても、はつきりしているという特徴があります。国際的なコミュニケーションも同じ土俵で展開できます。また、派生的なインプリ

ケーションかもしれませんが、現在、会計・監査の分野では、いわゆるビッグ4という大きな監査法人が支配的になっています。それぞれかなり似た行動様式をとっていますが、国際的な業務では個々のアプローチでは若干異なる面もあります。

監査基準が均質になるとビッグ4の動きにも影響が出てきそうです。場合によっては産業組織的な意味でのインプリケーションが出てくるのではなからうかという気もします。

ここにおられる証券関係の皆様方にとって重要なのは、財務諸表を利用する投資家にとつてのインプリケーションだと思いますが、国際会計基準と国際監査基準が適用される場合、均質な実施というのは難しい問題ではありますけれども、仮にそれがうまくいった場合には、高品質の均質な財務情報が期待できるわけです。金融資本市場のインフラが整備・改善され、堅固なもの

になるという期待が現実的なものになってきます。

先ほど使った図表6に即して申しますと、国際会計基準IFRSで統一される可能性が現実味を帯びてきています。いずれ、国際監査基準ISAも同様のコースをたどることが考えられます。

## (6) 国際標準としての監査基準の在り方を巡る

### 問題（主要国の動き）

#### ① 国際標準化の実体

国際標準化の流れを単純化して示したものが図表21です。米国の会計基準、EUの会計基準、これらが接近、一本化する方向で動いています。米国は、自国の会計基準の方が精緻にできていることに自信を持っていましたので、簡単に国際会計基準のIFRSに同調することについては、今まで抵抗がありました。しかし、二〇〇七年以降の

動きは、米国といえどもこのIFRSを無視できないという形で、事態が展開しています。

最近、新しいオバマ政権のもとで、シャピロ女史がSECの委員長に就いたわけですが、今述べた意味で、米国の会計基準に対して急に前面に出てきたIFRSに対して、同委員長がどういうスタンスを持って、どういう対応をとるだろうかというの是非常に興味があることで、彼女の言動には注目が集まっています。

それに対して、日本の会計基準は、IFRSに接近する形で迫っているということです。私の認識では、図表21に示されるように、下のほうからIFRSに接近している状況ではなからうかと思えます。

図表21は会計基準を中心に書いています。グレーの文字で書いてあるのが監査基準でして、監査基準はEUが今まではらばらだったものが、国

国際監査基準の採択の方向に動き出すわけですから、時間的な差異はあるものの、国際会計基準のこれまでの動きに似た形になると思います。そして、EUが国際監査基準ISAを採択・実施すれば、米国とEUとで二つの国際標準が併立し、それが一本化するかどうか分からない段階で日本がそのような動きを見守ると同時に一本化のプロセスに関与していく、こういう図式になるのではないかと考えます。

発展途上国、これは残された一大勢力になるわけですが、彼らが一番心配しているのは、先進国が決める国際会計基準あるいは監査基準が、一方的に押しつけられるのではなからうかという点です。それは、先進国の中小企業、中小監査法人も似たような懸念を持っています。そういう問題意識を含んで現在の国際会計基準、国際監査基準の議論が行われているというのが、今の状況です。

図表22は、国際監査基準の設定に関係する人たちの関係図を示したものです。先ほどの図表4をさらに細かく見たものです。いずれの図表においてもMonitoring GroupとPIOBの関係に関心が寄せられる場合があります。先ほど来申し上げましたように、会計監査の分野については、国際関係者が強い関心を持っており、主だった国際機関がMonitoring Groupに参加しています。それは、IOSCOのみならず、バーゼル銀行監督委員会、保険監督者国際機構、世銀、それから、今次の世界的な金融危機の中で重要視されてきた金融安定化フォーラム、今名前を変えて金融安定化評議会となっておりますが、それも参加しています。そして、EUの政策執行を行うECも強い関心を持って参加しています。そしてまた、監査監督当局者の集まりであるIFIARも、オブザーバーとして参加しています。そして、この

Monitoring Group が委員を選んで、PIOBを  
設置し、このPIOBが、民間機関である国際会  
計士連盟（IFAC）の中のIAASB国際監査  
基準審議会の動きを見守る体制となっています。

この体制は、国際会計基準設定の体制の見直しに  
も大きく影響しました。図表3に示される新しい  
体制は、独走しがちではないかと批判されたIA  
SBのガバナンスの新たな装いを示しています。

図表23は、日本でもよく知られているバーゼル  
銀行監督委員会の立場からみたPIOBへの関与  
の仕方を示したのですが、時間の関係で省略し  
ます。

## ② 国際監査基準の設定プロセス

国際監査基準を設定する流れを示したものが、  
図表24です。この図表24の左上に示されているP  
IACは、国際監査基準とこれに関係する基準を

設定する三つの審議会を含んでいます。例えば、  
その中の一つであるIAASBは、数多くの監査  
基準を設定してきましたが、その流れは次の通り  
です。それぞれの基準設定に当たって提案し、審  
議会で公開の審議を行うとともにその成果を対外  
的にすぐ公表する、そしてパブリックコメントを  
求める、そのコメントを織り込んで監査基準案を  
作成して審議しその成果を公表する、また、パブ  
コメントを織り込んで基準案のリドラフトを作成  
するというように何回かの往復行為を行ってIA  
ASBとしての承認の審議を行い、その結果をP  
IOBに報告してPIOBの最終的な承認を求め  
るという手順を踏んでいます。

その右側に書いてあるCAGは、Consulting  
Advisory Groupというものです。これは日本の  
国会に例えてみますと、PIACがどちらかとい  
えば衆議院に近い、物事を審議し決定するという

プロセスを担当するのに対し、CAGというグループにはいろいろな経験者が参加し、さまざまな角度から意見を述べる参議院に近いようなプロセスを担当して審議を進めています。

PIOBは、どちらかというところ裁判所に似た形で、PIACとCAGの審議とその成果を取り上げ、手順あるいは進め方等について評価を行い、承認か否かの最終的な判断を行う責任を負っています。

今述べた国際監査基準の設定プロセスについては、これが常に対外的に公開されているということが特徴なのだろうと思います。そしてパブリックコメントを十分踏まえることによって初めて、民間機関が行う基準設定であっても、フェアな形で進められているという認識が成り立ち、国際的な基準として設定されることになるのだと思います。その結果については、IOSCOあるいはE

Uも国際基準として承認しやすい地盤が形成されることになると思います。

### ③ 基準設定後の流れ

この国際監査基準は、一たん決まったら、それでお仕舞いということではありません。経済情勢、ビジネス環境の変化に応じて暫くしたら見直されていくという性格を持っています。このような流れを示したものが、図表25です。

## 四、監査と金融資本市場

### (1) 国際監査基準が金融資本市場にもたらす

#### 意味とIOSCOの声明

図表26は、高品質、均質の国際会計基準、国際監査基準がグローバルな金融資本市場にもたらす効果を示しています。これは、IOSCOの目的

にも沿ったものであり、皆様にもご理解いただきやすい論点だと思いますので、話を省略させていただきます。

二〇〇九年六月にIOSCOが国際監査基準を承認した時のIOSCOの声明のポイントが、図表27に示してあります。IOSCOの声明は、お手元にお配りした資料5にも書いてありますので、関心のある方は、ご覧になっていただきたいと思えます。

ここで国際標準化というものをもう一度振り返ってみますと、会計基準にしても、監査基準にしても、財務情報の比較可能性と信頼性が格段に高まるという効果が期待できます。そのためにも、国際会計基準、監査基準の設定はある一定の要件を備えていなければならないと思えます。

すなわち、ある基準なり標準が有効なものとし

て国際的に説得力を持ったための条件は何かという問題です。ECは、法令で民間で作成された基準なり標準をEUとして採択できるかどうかについて三つの条件を付しています。

図表28の下端をご覧くださいますと、EUの立場が理解しやすいと思います。三つの条件のうち最初の一つは、内容が高度の水準であって、信頼性が高いものでなければいけない。次に、公益性が強いものでなければいけない。最後にそれがデュープロセス、すなわちきちんとした手順あるいは監視を受けた透明性のあるものであり広く受け入れられるものでなければいけない。こういう条件を以ってIFRSにしてもISAにしてもEUとして取り入れるかどうかを決定するという立場で臨んでいます。今回、EUが国際監査基準を取り入れることになるとすれば、この三つの条件が満足されたことを意味します。

国際標準を考える際に、もう一つ問題があります。これは米国とEUあるいは日本の立場を考えると、無視できないものです。かつてビデオの国際標準化においてベータとVHSが戦い、性能としてはかなりベータがよかったにもかかわらず、結果的にはVHSの世界になるといわず、多数派効果の問題がありました。これに似た問題が、国際会計基準あるいは国際監査基準でも起こるかもしれないことです。

それは、先ほど申しました図表21にも関係すると思いますが、内容の精緻さ、あるいは厳しき等からすると、米国は民間機関が作成してきた国際会計基準、国際監査基準にそう簡単に譲ることはできないというのが今までの立場だったわけですね。しかし、同時に国際的な動きと連動しながら、新しいよりよいものに向っての一本化を推進するという考えもありました。それが今までの米

国の（譲歩をせざるを得ない場合における）立場だったわけですが、ここに来て、EUが国際会計基準に続いて国際監査基準にしても、民間機関の作成したものを採択することになり他の多くの国がこれに同調するとなると、先ほどの多数派の問題、これは多数派効果、あるいはネットワーク効果と呼ぶことができますが、その問題に直面することになります。そういう意味では、米国も現実的に考えておりました、国際会計基準（IFRS）、それから国際監査基準（ISA）の採択の動きを見て、どういう対処を行うかという瀬戸際に立たされている自国の立場を十分に理解しているように思えます。今の段階で米国の具体的な対応を予言することはできませんが、そういう意味では米国のSEC関係者の言動に多大の関心が集まっているという状況だろうと思います。ご参考のために図表29をご覧ください。

## (2) 国際的な金融監督規制論議との関係

## ① グローバルな経済問題の議論

最後に、昨今の金融危機問題の文脈で国際会計・監査問題に触れたいと思います。ご存じのようにG7、G8あるいはG幾つとかいろいろありますが、インフォーマルな場ではあるもの、そこで議論が行われて、国際機関や他の国々に大まかな方向が示される。これが今の世界経済、世界金融の政策決定のメカニズムみたいになっています。方向を示される国際機関としては、図表30に示している国際通貨基金、世界銀行あるいは世界貿易機構、OECDあるいはFSB等があり、そういう国際機関が具体的な問題を検討し、整理してルール作りを進めるとい形になっています。従来は、マクロ経済政策を中心とした対応、指導等で済んでいたのですが、一九八〇年代を過ぎた頃から図表30の右上に示していますように、

バーゼル委員会、IOSCO等のミクロ・レベルで具体的な問題に対処する動きがだんだん前面に出てくるようになっていきます。図表30及び図表31の右側が示すように、会計・監査基準に着目しますと、最近ではIASBに関係する時価評価、公正価値の問題に焦点が当たっています。これらの問題については、会計基準と二人三脚の立場に立つ監査基準の審議会（IASB）にも関係してきます。IASBの方には、PIOBが監視を行なってきているのに対して、IASBの方はガバナンスが十分ではなかったのではなからうかという批判が二〇〇七―二〇〇八年頃に提起された経緯は先ほど申し上げました。その結果、IASBのガバナンスについて見直しが行われ、その実施が二〇〇九年一月に図られしました。それは先ほどの図表3に示されていますが、最近のG20の議論はその周辺にまで及んできていると考えること

ができます。

## ② 金融資本市場の安定を目指して

最後に、図表32で申し上げますと、二〇〇七年秋からいろいろな議論が行なわれている金融資本市場の安定は、従前G7を中心に行なわれてきた世界的なマクロ経済の安定論議とバーゼル合意等を中心とする国際金融の安定化の論議との関係において、どのような位置付けになるかという問題です。

これまでのマクロ経済の対策は、この図表32では、一番左側に示されています。また、これまでの考え方ですと、図表32の右側において個々の金融機関というミクロの段階でしっかりしていれば金融資本市場は安定するであろうというものでした。しかし最近では、金融システムあるいは市場リスクというものが非常に注目されています。こ

れがマクロ・プルーデンスの議論になろうかと思われまます。この位置づけはなかなか難しいと思いますが、単純化したプレゼンテーションでお示しますとすれば、図表32の中間にマクロ・プルーデンスの議論が入るのではなからうかと思えます。そこでは、IMFが新たな任務を帯びて関与するとともに、FSFがFSBに改組されて、実行力を持った国際組織として動き出す形になっています。

現在、金融監督規制の見直しが行われている中で、会計・監査基準の問題は、金融資本市場のインフラ整備と正確な財務情報に対する要請に相應るものです。信頼できる財務情報は、金融資本市場にとって国際的な公共財になり得ます。そういう意味では、マクロとミクロをつなぐブリッジの役割を果たす側面もあるのではないかと考えています。

短時間で多くの話題に触れましたので、お聞きにくい話になったかもしれません、とりあえず、私のお話は以上とさせていただきます、足りなかった点は質疑の中で対応させていただきたいと思えます。

(なお、図表33は、ここ数年における会計・監査問題の動きから、今後どのようなことが見通せるかについて触れています。また、図表34は参考資料、ウェブサイトに触れています。さらに、お手許の資料には、「会計基準の同等性評価」、IASBの説明資料等も入っていますので、適宜ご参照下さい。)

**高橋理事長** 国際会計基準、国際監査基準、大変複雑な話がどういふふうに展開しているかということ、大変わかりやすくご説明をいただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、お時間をいただいていますので、ご質問なりご意見なりを伺いたいと思います。いかがでしょうか。

**質問者** どうもお話ありがとうございます。会計基準の国際的なコンバージェンスがここ十年余をかけて随分進んだと思いますが、残されるものの中で大きな「のれん」の扱いの問題がある。連結調整勘定の償却の問題だと思うのですが、この関係をどう見ておられますかということ、お聞かせいただきたいと思うのです。

「のれん」の償却につきましては、私は日本の処理が正しいと考えています。「のれん」は自然形成的に出てくるものですから、本来会計基準からいくと、認識はしないという建前になっているかもしれませんが、しかし、現実に「のれん」が出てくるわけがあります。「のれん」は、やはりきちっと償却していくべきものだろうと思うので

す。「のれん」の扱いについては、国際的に見ても、会計学上、理論的にも、いろいろ議論するところがあるのだらうと思えますけれども、実践的な意味合いからしますと、減損の兆候があるから減損を測定するのは実に恣意的要素が入り、これがプリンシプルだという測定方法というのはなかなかないのだらう。そういう意味では、企業者側からの恣意的な判断とか、従って、それを監査するというやり方もなかなか難しいのではないかと。ただ、M&Aは非常にやりやすくなると思えますけれども。逆に言うと、健全な投資家から見れば、結果的に償却されないで、資産勘定でずっと残っていくというところについて、ちょっと不透明な面があるのではないかと。

**北村** 今日のお話は国際会計基準、国際監査基準の決定プロセスを巡る大きな流れを申し上げたので、具体的な個々の話はまた別の機会にお譲りし

たいと思います。今のお話は確かに重要な点ではございます。ただ、大きな流れの中では「のれん」問題の他に、大きな問題になっているのは公正価値の問題があります。これを巡って、かんかんがくがくの議論が行われています。しかも、二〇〇九年のうちに処理されなければならない。という状況になっています。その他にも航空会社とか家電量販店が出すポイントの扱い等も会計基準でいろいろ議論されています。こういう問題を、会計基準としてはどう対応するかという意味では、各国のこれまでの慣行的な対処によかった点もあるのかもしれませんが。先ほど申し上げましたベータとVHSの問題にも関連しますが、国際基準に一本化していくことによって、そういった個々に秀れた点は、場合によっては軽視される場合がなきにしもあらずです。その点はよく分かりますが、大きな流れとしては、会計基準、監査

基準の全体の中の論理というものが、どれだけコンシステントになっているか、どれだけ関係者が納得しているか、そして、基準採択したところがどれだけ多数を占めているか、等の要因が決まっ  
ていく面を無視できないという感じがします。

その意味では、日本独自の議論を展開する意図は重要と思いますが、標準化の観点からはそれに固執することは危ない面があります。一九九九年、二〇〇〇年に、日本が会計基準、監査基準であれだけ懲りた標準化の問題を繰り返すことになるかもしれない、そういう問題意識を、現段階でどう考えるかが、今日私が強調したかった点です。

**質問者** どうもありがとうございました。

**高橋理事長** ありがとうございます。今のお話とも関係あるのですが、今のご質問は、会計基準の話。例えば、サブプライム問題が起こって以

降、時価評価というものをもう一回見直そうとか、いろんな会計基準の問題が IFRS のサイドで出てきているわけですが、そういう問題が出てくると、それが監査基準にどういうふうに反映するかということについては、国際公益監視委員会 P I O B として何か着目していく一つの視点になっていのでしょうか。

**北村** これは非常に厳しい問題です。P I O B が対処するのは、国際会計基準で会計的な対処方法が決まる、それに対して、監査基準としてはどういふところに着目して対応しなければならぬかということ監査基準審議会が決める、P I O B としては、その監査基準審議会の決め方において、十分な議論を尽しているだろうか、外部の意見を十分にとらえているだろうか、あるいは手順が間違っていないだろうかということ監視する立場です。

PIOBとして審議の中身に入ることは、非常に例外的です。繰り返しますが、監査という観点から監査の基準を審議するのが国際監査基準審議会です。その審議の仕方を監視しているのがPIOBという関係になります。

大まかに申し上げますと、会計基準と監査基準は、二人三脚的などころがあります。ただ、今までの経緯からしますと、まず会計基準が先行します。従って、最初の段階で関係者の関心を集めやすいのに対し、国際監査基準は、やや見過ごされるような立場です。しかし、国際金融資本市場に与える影響という観点からしますと、会計基準がどう適用され、それを監査人がどういうように判定しているだろうかという監査人の意見は、国際金融資本市場に与えるインパクトが大きいと考えられます。

**高橋理事長** ありがとうございます。ほかに何

かご質問等は。

**質問者** 大変懇切なお話ありがとうございます。レジユメが配付されていまして、その最後のページに4とあって、「監査と金融資本市場」とありまして、「(3) 国際的な金融監督規制論議との関係」とあって、一番最後のところに、マクロ・プルーデンスの関連で、会計・監査基準の問題が、「個々の金融機関の財務状況と金融セクター全般の状況とを的確な財務情報で結ぶインフラとしての役割」と書いてある。それがうまくできれば、マクロ・プルーデンスに寄与するだろう、そういう感じのお言葉なのでしょいか。

**北村** このマクロ・プルーデンス体制はいろんな対応があると思いますが、その中の一つで、欠かせないものという意味で私は理解しています。

**質問者** そうしますと、あとはそれこそ細かい話で、会計基準、監査基準いろいろある中で、マク

ロ・ブルーデンス問題に役に立つように修正したほうがいいのか、何かそういうご意思、問題意識はおありになるでしょうか。

**北村** その一つの典型が、公正価値の議論だと思います。この公正価値の議論は、二〇〇九年末までに結論が出るというのですが、この評価の結果生ずる評価、差額を損益にどう反映させるかさせないのかは金融資本市場に大きな影響を与えることが考えられます。公正価値の議論は、お手元にお配りいたしました資料の最後に、金融庁の資料を付けてありますが、国際的にもかんかんがくがくの議論が続いています。これまではバイ・アンド・セルとかバイ・アンド・ホールド等の形で整理してきたものに対して、現在進んでいるのは、公正価値が時価と理論値というものから構成されるものと別な形で、償却原価で構成されるものとの二分法で再構成する議論が進んでいます。

再構成のプロセスにおいては、いろいろな思惑なり立場があり、それは、今後の金融危機の対処ぶりにも直接かかわっていく問題だと思います。

結論が出てない問題なので、あいまいなお答えになってしまいましたが、こういう問題についてしっかりとした対処基準を設定し統一的な対応を図ることが長い目で見た場合には、金融資本市場のインフラの一つの重要な柱になるのではなからうか、と認識しています。

**質問者** わかりました。どうもありがとうございます。

**質問者** 本日のお話は、欧米の動きと日本というのですが、グローバルゼーションあるいはインターナショナルになりますと、日本とEU、米国と分けていますが、中国とか新興国は、いずれ金融資本市場で大きな地位を占めてくるわけですから、今後これをどう考えたらいいか。ご見解を

お教え願いたいと思います。

**北村** 私的な解釈になってしまいかもかもしれませんが、インド、中国に参りまして議論をしたときに、中国は既に国際会計基準、監査基準を取り入れる、それは全面的に取り入れるかどうかは分かりませんが、おおむね取り入れるという方向で動いており、日本よりもスタンスが明確化しています。インドの方は、いわゆるアングロサクソン系の会計・監査基準の伝統というものが影響を及ぼしておりまして、インド人の会計士は、国際会計・監査基準の動きを相当理解しています。ただ、インドの場合には、会計監査人の団体が小さなものなので、どう対応するかは難しい問題であり、適用の段階になっていろいろ問題があるかもしれない。また、驚くほどにインド人の会計士は世界で活躍しています。アフリカでも活躍しているのが実情です。

我々はEU、米国しか見ない傾向がありますけれども、外堀はいろんな意味で、国際会計基準、国際監査基準で埋まっているのではなからうかという感じがします。これからの問題は、むしろ適用の均質さというような中身の問題に向かうだろうという気がします。

**高橋理事長** ありがとうございます。今の最後の点で、監査基準とか会計基準の基準としての質の問題はおっしゃるとおりだと思いますが、さらにそれを実行するときに、監査人の質というのがあると思うのです。さっきの中国のお話もそうだと思いますが、各国違うだろうと思います。監査基準を統一化、標準化したときに、それを実行していく監査人の質みたいなものがそろっているかどうかというような判断とか検討とか、そういうことはPIOBとしてはどういうふうに考えておられるのですか。

**北村** これも個人的な意見になってしまいますが、日本の場合には、公認会計士の資格がはつきりしておりますから、比較的とらえやすいと思います。また公認会計士は公認会計士協会に所属し、その協会自体が一つにまとまっています。しかし、一本化しているというのは国際的にはむしろ例外的でして、複数存在している国のほうが圧倒的に多いのが実情です。監査のほうにウエートを置いている場合もあるし、会計基準のほうにウエートを置いている場合もあるし、それからまた、昨今の旧ソ連邦からの市場移行国のように、異なった角度からこの分野に入ってくるという国もあります。

それから、無視できないのは教育制度でして、会計士、監査人を育てる教育制度というのは各国ばらばらです。そういう意味では、実施の段階を考えると、心もとないところがあります。

いずれにしても、実施の問題は大きな問題として、P I O Bでは、これまでは設定プロセスにウエートを置いた監視が続いてきましたが、これからは実施状況にウエートを置いた監視の必要が高まるのではなからうかという議論が進んでおります。その実施のチェック事項等については、日本人が考える以上にきめ細かな対応が、今 I F A C の場でいろいろ議論されています。

単に E U、米国の動きだけではなくて、東南アジア等の個々の会計監査人の団体先と意見を交わし、協議していくということが、今後重要になってくるだろうという気がいたします。

**高橋理事長** ほかに何か、ご質問とかご意見とかございませんでしょうか。

**質問者** 一言だけご感想みたいなものを教えてください。ただだけばと思っただけですけども、監査基準を考えると、各国の監査制度の違いがあると思

うのですが、監査人が民事責任を負わなければいけないというようなケースが出てくる場合に、その責任の負い方というのが各国違う可能性があると思うのですが、そういうことが国際監査基準の策定にいろいろ影響を及ぼしているのかどうかという点について、コメントをいただければと思います。

**北村** P I O B の場ではそこまで議論しておりませんが、国際監査基準審議会の方では、その問題意識を持って議論していると思います。その場合、国際監査基準としてまとめることができるのはどこまでかという問題点に帰着するかと思えます。それは先ほど申し上げました衆議院的な意味での基準設定審議会に並行して、参議院的な意味での C A G がありますが、双方の関係者がいろんな意見を述べ、問題を掘り下げて議論をしてきています。

会計基準と違いまして、ご質問にございましたように、監査は民事関係の法律等にも密接に関係する分野であり、そういうものがどこまで国際基準化できるのかについては、具体的な内容については省略させていただきますが、基準設定の段階ではコンセンサスを得られるような基準のドラフトを作成し、それを審議してその結果についてパブリックコメントを求めますが、そのコメントの中には I O S C O あるいはバーゼル委員会等もいろんな意見を述べ、そういうものを織り込んで、ぎりぎりの合意ができるところで基準を設定しているのが、この P I A C と C A G の体制です。しかし、今お話に出た問題は、もしかして具体的な実施段階で、予想を超えるような状況に直面するかもしれません。

**高橋理事長** ありがとうございます。時間も過ぎておりますので、この辺で終了したいと思います。

す。大変複雑な問題を要領よく、また、わかりやすく説明いただきましてありがとうございます。ございました。(拍手)

(きたむら としはる・早稲田大学大学院教授)

(本稿は、平成二十二年七月一七日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

北 村 歳 治 氏

略 歴

略歴：東京大学・オックスフォード大学（大学院）。大蔵省在職中、1977-80年はIMFのエコノミスト。その後、主に内外の銀行・証券・保険に係る金融行政及びIMF、OECDとの国際金融交渉等に従事。また、1995-96年にはWTOの金融サービス交渉における日本代表。財政金融研究所を経て1999年に早稲田大学大学院教授。

国内では1999-2005年に日本政策投資銀行理事等、国際的には1986年アイゼンハワー・フェロー、1996年以降ウズベキスタン等の市場移行国支援（ウズベキスタン金融財政アカデミー副院長<～2003年>、名誉教授）。また、（2000年以降）IMF等の委託による太平洋地域経済・アジア通貨統合・東南アジア経済・中央アジア経済・イスラム金融問題等の調査。

2007年から（～現在）IOSCOの推薦により国際監査基準に係る国際公益監視委員会（PIOB）の委員。（<http://www.ipiob.org/>）

現在：早稲田大学大学院（アジア太平洋研究科）教授。金融経済論、国際金融論等を担当。

（<http://www.waseda.jp/gsaps/index.htm>, [www.waseda.jp/gsaps/faculty/faculty\\_jp.html](http://www.waseda.jp/gsaps/faculty/faculty_jp.html)）

著書：「オリエンタル・トレード」1997年、「中央アジア経済」1999年、「現代のイスラム金融」（共著）2008年等。

## 企業財務の分野における国際標準化

### —公益の立場からみた国際監査基準を巡る欧米の動きと日本—

2009年7月17日

早稲田大学 北村歳治

#### 1. インターナショナルからグローバルへ

##### (1) 国際標準からみた会計・監査基準

国際金融サービスの分野においては、WTOが発足した1995年前後において、内外の金融資本市場の捉え方は、国ごとの差異を前提にしながら門戸開放する（インターナショナル）ことが念頭。それでも、銀行という特定の分野では、バーゼル合意という共通ルールの適用が定着。現在では、会計・監査基準のようなインフラの分野において共通ルールの適用（グローバル）の議論。

インターナショナルからグローバルという視点の変化を背景に、さまざまな国際標準化の動きが我々の目前に。標準化のメリット。（図表1、2を参照）

- ① 企業経営者：
- ② 利用者：
- ③ 公的な観点

金融の分野で身近な国際標準化の動きとしては、民間機関であるSWIFTを中心に資金移動に係る国際標準化のケース。尤も、その内容は技術的。これに対し、近年、関心を集めている会計・監査の分野では、会計監査人のみならず企業経営者、投資家、金融機関経営者、監督当局、学者・教育者、監督行政経験者等を含む多くの関係者が関与。（図表3、4を参照）

##### (2) 国際標準の設定（誰がどのような条件下で設定するのか）

会計・監査の分野における国際標準化の動きは、「国際会計基準（正確には国際財務報告基準、IFRSs）」と「国際監査基準 (ISAs)」という基準設定を、それぞれIASB（国際会計基準審議会）とIAASB（国際監査基準審議会、国際会計士協会(IFAC)の中の組織）という民間機関が主導して行っている点に特徴。（図表5、6、7を参照）

このような会計・監査基準は、多くの場合、職業専門的な会計・監査人が実質的に取りまとめ、それを政府・監督当局が採用・援用。しかし、1980年代以降、会計・監査関連の事件が跡を絶たず、国際金融資本市場等へのインパクトが深刻なため、2000年代に入って基準設定等に対するガバナンスについて抜本的な見直しと対処。（後述）

国際会計基準 (IFRSs) については、(前記の図表 3 を参照) 1970 年代初めに国際的な会計監査団体が前身となる組織を創設しそれが IASC、2001 年に改組され現在の IASB (国際会計基準審議会)。国際監査基準 (ISAs) については、(前記の図表 4 を参照) 2003 年の IFAC (国際会計士連盟) 改革の見直しの過程で、2005 年に PIOB (国際公益監視委員会) が創設され、ISAs 等の設定プロセスを監視。

## 2. 財務情報としての会計・監査

### (1) 簿記・会計・監査 (図表 8、9 を参照)

帳簿に取引を記録 (book-keep) する「簿記」に対し、取引結果を会計ルールに従って整理しこれを投資家等の関係者に説明 (account) するのが「会計」であり、そこではルールとしての会計基準がきわめて重要。「会計」が「物差し」だとすれば、「監査」は「物差しの当て方を検証してその結果を利害関係者に伝達」。

一方では、会計・監査の基準は、

① 企業の経営者が会計基準に従って財務諸表を用意する義務があり、それを監査人が検証しその結果を利害関係者に広く伝達する義務。いわゆる「二重義務」、

② 具体的な例では、金融商品の公正価値をどの基準で行なっているかという会計基準と、そのような決定が適切に行なわれたかを検証する監査基準、  
というように、両者には密接な関係。

### (2) 日本の監査規準と国際監査基準 (ISAs) (図表 10 を参照)

監査は、企業経営者が会計基準に則って作成した財務情報を、経営者から独立した立場で検証し、金融資本市場を含む関係者に知らせる役割。その監査の行為を秩序付けているのが監査基準。2009 年前半の段階では、米国では PCAOB と AICPA が設定した基準、EU ではメンバー国それぞれの経緯を背景にした各国別の基準、そして日本では日本基準が存在。尤も、EU のメンバー国には、英国、アイルランド等のように既に国際監査基準 (ISAs) を採択・実施。

## 3. 国際監査基準 (ISAs) の設定における国際環境 (EU と米国の動き、日本の対応)

### (1) 国際的な懸念の対象となった我が国の会計・監査基準 (図表 11、12 を参照)

国際的な観点から、1997 年の東アジア金融通貨危機・日本の金融問題深刻化を契機に、日本を含む東南アジア諸国の会計・監査状況に不満。また、日本では、金融機関の保有する証券等の評価方法の選択を巡って会計・監査の議論が厳しく展開された経緯も。(1999 年 3 月

期に係る決算書から、いわゆるレジェンド問題。)

(2) 海外における会計・監査問題 (図表 13、14、15 を参照)

海外においては、1999年以前から民間機関である IASC が設定する国際会計基準 (IASs、その後の IFRSs) を多くの国に適用させる方向の議論。日本を除く主要国は対応策を進めていたが、日本は立ち遅れ。この頃から、米国は、IASC の改組・その後の IASB の運営についてきわめて強い関心、積極的に対応。2000年に EU が IASs (その後の IFRSs) の採択、また、その年に IOSCO が IASs (IFRSs) を承認したことに米国が強い関心。その後、エンロン事件 (2001~02年) 等により、監査問題の深刻化。

米国自身、米国会計基準に対する強い自負とともに、国際標準となりうる IASs の動きに関与していく立場を明確に。同時に、監査基準問題が議論される IFAC を見据えて、2003年に始まった IFAC 改革の動きにも関心。(図表 16 を参照) (EU の立場等については後述。)

(3) IFAC における監査基準審議会と明瞭性プロジェクト (図表 17、18、19 を参照)

IAASB の国際監査基準 (ISAs) の全面的な見直し作業 (明瞭性プロジェクト、Clarity Project) は 2004年にスタートし、2009年3月に完了。従前の ISAs は、ボリュームが大きく長文で分かりづらく、また必ずしも、目的の書き方が明確でなく監査人に対する要求事項も明確に示されていない、という問題。

このプロジェクトは、一方で、IFAC の名誉をかけるとともに、他方で、その試金石として EU を納得させるほどの公正・明瞭な手続きを踏み、高い水準と体系を備える内容を備えるものとして完成させ、国際監査基準 ISAs を国際標準として認知してもらう必要。

慎重な審議と対外公開を経て出来上がったそれぞれの国際監査基準 (ISA) の構成：(前記の図表 18、19 を参照)

(詳細については、<http://web.ifac.org/clarity-center/index> を参照。

印刷物としては、IFAC の Handbook of International Standards on Auditing and Quality Control の 2009年版。また、IFAC のウェブサイトの Clarity Center。)

(4) 明瞭性プロジェクト後の国際監査基準の持つインプリケーション (図表 20 を参照)

明瞭性プロジェクトは、

- ① 会計監査人にとって
- ② 監督当局にとって
- ③ 投資家等の利用者にとって

(5) 国際標準としての監査基準の在り方を巡る問題 (主要国の動き) (図表 21 を参照)

監査問題については、米国では、2001~2002年にかけてのエンロン事件等に端を発して、重大な関心。このような事件は欧州でも。米国では、エンロン問題を契機に、監査問題に

対する監視を強化する体制。EUにおいては、メンバー国がそれぞれの立場を維持する割拠的な状況。こういう中で、国際監査基準（ISAs）の設定は、これまでの経緯から IFAC の IAASB が引き続き担当。

米国の立場：米国の監査基準よりも緩い規制内容となる ISAs であれば、米国としては受入れ不可。しかし、世界標準としての監査基準という観点からすれば、多くの国が米国に同調することは期待困難。

EU の立場：EU 域内のバラバラな監査基準を統合することは困難。かといって、国際会計基準（IASs）の時価評価の原則を巡って EU 内部で意見対立があった経緯等を考慮すれば、直ちに IAASB のプロセスに乗ることに躊躇。

日本の立場：会計基準設定問題の際の苦い経験からすれば、国際的な潮流はしっかり把握し関与していく必要。

このような複雑な事情に置かれた国際監査基準の設定について、金融資本市場に関係する国際機関と主要監督当局者は、厳しい中立・公正な監視のメカニズムを導入することを重視。その結果、2005 年に、IFAC の監査基準設定プロセスを公益（public interests）の立場から監視（oversee）する PIOB の設立。その活動を見守り、2010 年に今後の方向付け、という展望。（前記の図表 4、また、図表 22、23、24、25 を参照）

このような中で、EU が IAASB の設定する国際監査基準（ISAs）の採択に踏み切るかどうかが目玉的。2009 年 6 月に、IOSCO が ISAs を承認。EC としても、ISAs の採択プロセスの開始。

IAASB の「明瞭性プロジェクト」の終了に加え、IOSCO が国際監査基準（ISAs）の支援に回り、EU がその採択の検討を開始したこと、さらに、世界の多くの国では ISAs に依存している傾向等を考慮すれば、監査問題については今後 ISAs を中心にした議論は不可避。

#### 4. 監査と金融資本市場

- (1) 監査基準の改訂が金融資本市場にもたらす意味（図表 26 を参照）
- (2) IOSCO の声明（図表 27 を参照）、国際標準化の実体（図表 28、29 を参照）
- (3) 国際的な金融監督規制論議との関係（図表 30、31、32 を参照）

2008 年 11 月の G20 及び 2009 年 4 月の G20 は、いずれも会計基準問題に言及。

1990 年代以前のマクロ経済運営とミクロ的な金融監督との二分法。

2000 年代：（図表 32 の）重複する部分がいわゆるマクロ・ブルーデンスの分野。

この重複部分に対処する金融監督規制がどのような姿になるか、さまざまな角度からの議論。米国のように FRB に監督規制権限を集中させるような対処には疑問。対処の中で一つの重要な役割を果たすのが会計・監査基準の問題。それは、個々の金融機関の財務状況と金融セクター全般の状況とを的確な財務情報で結ぶインフラとしての役割。

資料①

# 企業財務の分野における国際標準化

—公益の立場からみた国際監査基準を  
巡る欧米の動きと日本—

2009年7月17日

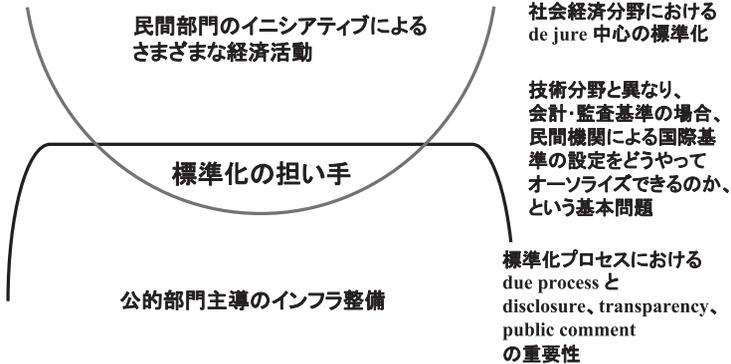
於：日本証券経済研究所

早稲田大学国際学術院(GSAPS)

北村歳治

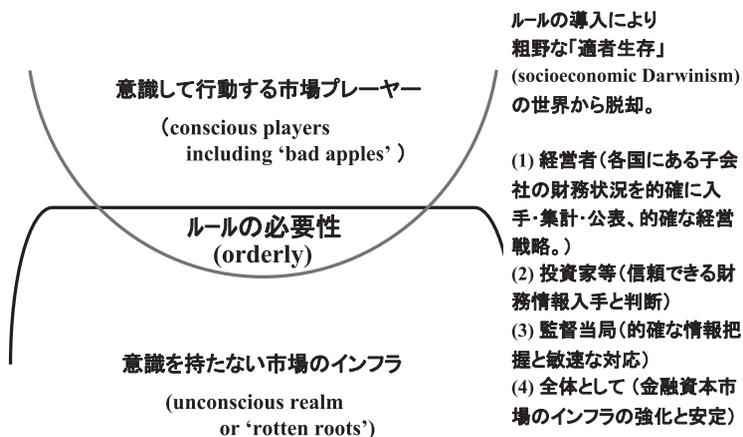
図表1

## 国際標準化の背景



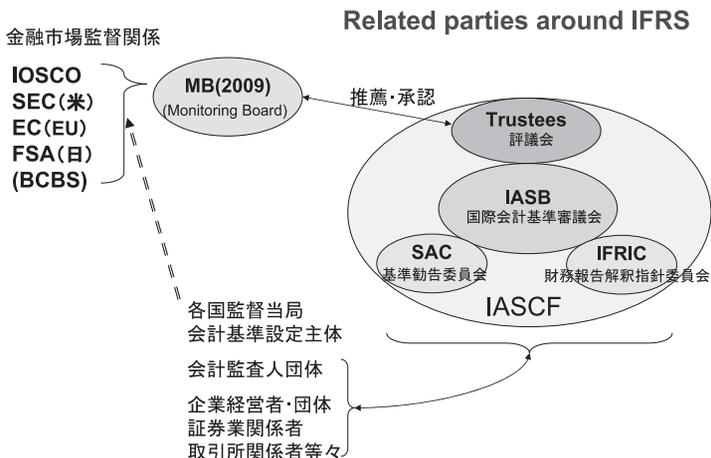
## 市場の性格 (nature of the market)

図表2

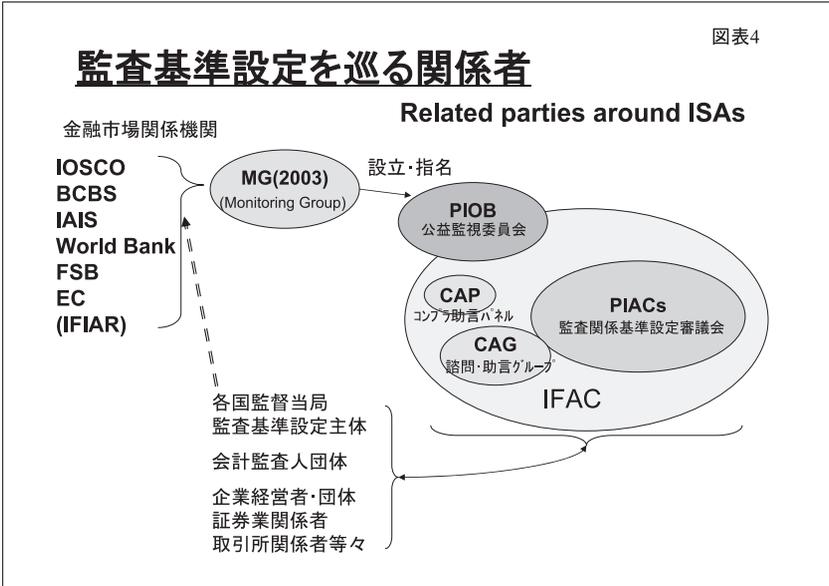


## 会計基準設定を巡る関係者

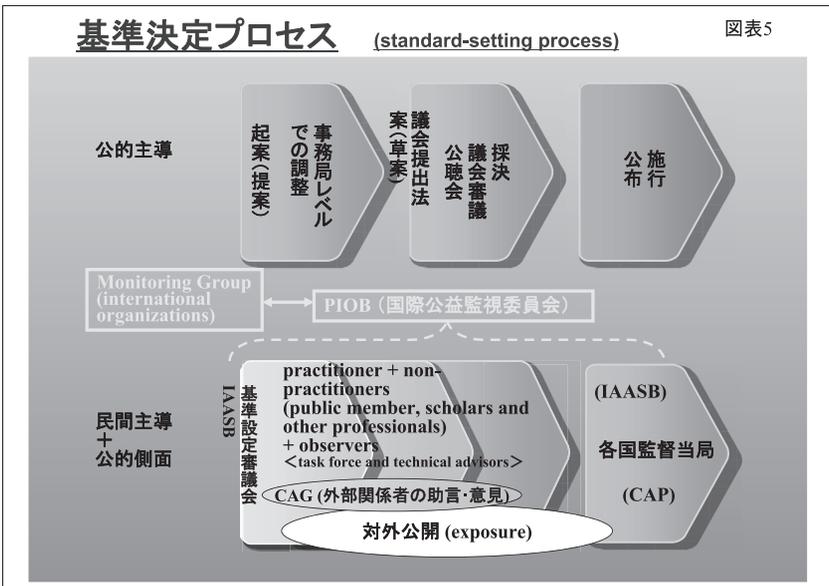
図表3



図表4



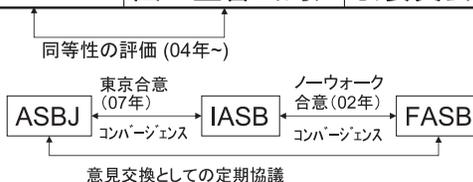
図表5



図表6

## 会計基準に関する主要国の状況

|      | 日本   | EU               | 米国           |
|------|------|------------------|--------------|
| 会計基準 | 日本基準 | IFRS             | 米国基準         |
| 設定主体 | ASBJ | IASB             | FASB         |
| 監督当局 | 金融庁  | EC(及びメンバー国の監督当局) | SEC(証券取引委員会) |



出所: 金融庁資料を基に、筆者が作成。

## 監査基準に関する主要国の状況

図表7

|      | 日本         | EU         | 米国   |
|------|------------|------------|--|
| 監査基準 | 監査基準       | 各国基準       | PCAOB Standards (公開会社向け)                         |
|      | 会計士協会の実務指針 | ISA        | SAS (Statements of Auditing Standards) (非公開会社向け) |
| 設定主体 | 企業会計審議会    | 各国基準設定主体   | PCAOB (公開会社向け)                                   |
|      | 公認会計士協会    | IAASB      | AICPA (非公開会社向け)                                  |
| 監督当局 | 金融庁        | 各国当局<br>EC | SEC  |

注1: ECは、ISAs 採択のプロセスを開始(2009年6月)。順調に進めば、2010年には採択の見通し。なお、英国、アイルランド等は既にISAsを採用・実施。

注2: PCAOB Standardsでカバー仕切れない事項(不正問題等の対処)については、SASの該当事項が公開会社に適用される。

出所: 金融庁資料を基に、筆者が作成。

## 監査 (audit) (1)

図表8

- 簿記: bookkeeping (帳簿に取引を記録)
- 会計: accounting (取引結果を関係者に報告)
  - accountability (関係者への報告・説明する責任)
- 監査: audit (独立的な第三者が、企業等の経営事象について評価し、利害関係者に伝達)
  - auditus (cf audio)よく聞いて、その後に検証・判定する
- 二重責任の原則: segregation of responsibility
  - 財務諸表の作成・公表は経営者
  - それに対する意見の表明は監査人
- 監査 ≠ 監査<優劣・真偽を決め、価額を評価する>  
 ≠ 会計<物差し>  
 ≡ 検査  
 ? 監査報酬は、誰が負担すべきか

## 監査 (audit) (2)

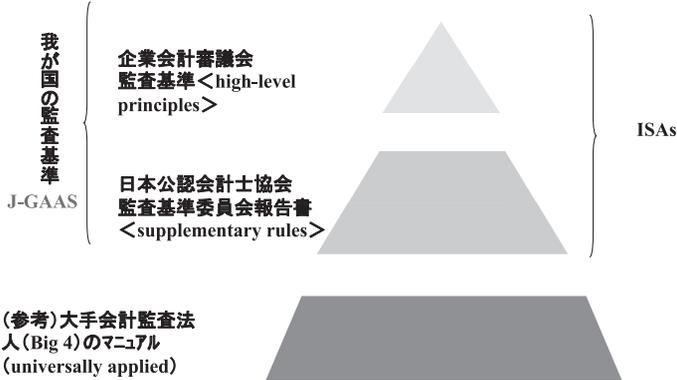
図表9

- 会計が物差し・尺度とすれば  
 監査はその当て方を診る行為
- 会計が競走において、コースを決め「用意ドン」を発し、「ゴールイン」を見定める、とすれば  
 監査は、競走後にコースを踏み外さなかったか、他の走者の邪魔にならなかったか等を検証して、適正な結果だったかを評価する
- それでは、内部統制とは何か
  - コーチ等が走者のドーピング等の行為がないように、一定の方式で常時指導やチェックを行なっているかをコントロール(自己点検)して報告するもの
  - 指導やチェックが不備な場合には、監査において検証を厳しく行なう必要
- 監査
  - 現金・在庫品等の確認・立会い(実証性テスト、substantive test)(20世紀に入ってからか?)
  - リスク・アプローチへの進化過程
  - 企業ごとにリスクの性格・所在の違い等を考慮するとともに、社内チェック・メカニズムを考慮して対処するアプローチ(risk approach)(1990年代に確立)
  - 内部統制(性悪説の観点に立つもの?)が法令化された状況における企業の財務行動に対する評価のアプローチ(2000年代に入ってから)

## 日本の監査基準とISAs

図表10

### Japan's Structure of Auditing standards



注：公認会計士法の独立性の規則は金融庁の所管。これは、公認会計士協会の倫理規則を含めて、日本では独立性の規則ということになるが、これが全体として、IFACのCode of Ethics（倫理基準）に該当する。その下で Big 4 等の倫理に関するマニュアルが広く適用されているのが現状。

## 会計監査の分野における2000年前後の内外の動き 図表11

### Developments around 2000

- 1996～1999年：会計ビッグバン（会計基準を国際基準に近づけるアプローチ）
- 1997年末以降：日本の会計・監査に対する海外からの批判
- 1997年末～98年初：土地・金融資産の評価（低価・原価法の選択）問題
- 1999年4月：OECDのコーポレートガバナンス原則
- 1999年3月期決算：レジェンド（legend clause）問題
- 2000年3月：会計基準設定主体となる民間機関FASF・ASBJを設立を発表（公認会計士協会、経団連等）
- 2000年5月：IOSCOはIAS（後のIFRS）を承認（→IASC<後のIASB>に対する米国の積極的関与）
- 2000年6月：ECはIAS（後のIFRS）をEU域内に適用する方針を決定
- 2000年12月：金融商品に関する多国間共同WG（JWG\*）は、時価会計原則を柱とする会計基準草案を発表（農業関連資産、負債等にも適用しようとする論理重視。無視できない反対意見も。）
- 2001年以降：企業の財務問題・スキャンダル（米：エンロン、ワールドコム、仏：ビベンディエ、伊：ハルマラット、蘭：ロイヤル・アホールト～日：カネホウ・中央青山<2006年>、インド：サティヤム<2008年>）\*\*
- 2003年：IFAC改革等の動きへ

\* JWGには、FASB等、欧米等の会計基準設定主体の参加。日本は日本公認会計士協会。

\*\* 2000年前後においては国内では銀行を中心に、監査人の意見表明に先立って、不良債権引当の適否、繰り延べ税金資産の回収可能性等の議論も。

## 監査報告(例) auditor's opinion and report 図表12

監査人は、経営者の作成した財務諸表が、公正妥当な企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態・経営成績・キャッシュフローの状況を適正に表示しているかどうかについて意見を表明。

(無限定適正意見、限定付適正意見、不適正意見、意見の不表明等)

レジェンドの場合：

- ・ <1999年> 日本企業の英文年次報告書に係る監査人のlegend:「この決算書は、国際的に通用する会計・監査基準とは異なる日本基準に従っている」。
  - － 山一證券や北海道拓殖銀行などの破綻を契機に日本の財務諸表に対する信頼性の問題。
  - － 警句と訳されることもあるが、注意喚起の説明文。
  - － 2004年頃には解消か。

貸借対照表注記、監査報告書等(継続企業の前提の注記)：

- ・ <2003年> 当グループ(R)は--自己資本比率が4%を下回り、子会社(r)銀行は--継続企業の前提に関する重要な疑義が存在--。(資本増強措置)--。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義は反映されていません。(清算価値ではなく継続企業を前提としている、の意。)
- ・ <2004年> --当社(A)においては、債務超過の状態であり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりますが、--計算書類等は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類に反映しておりません。

## エンロン事件前後からの推移

図表13

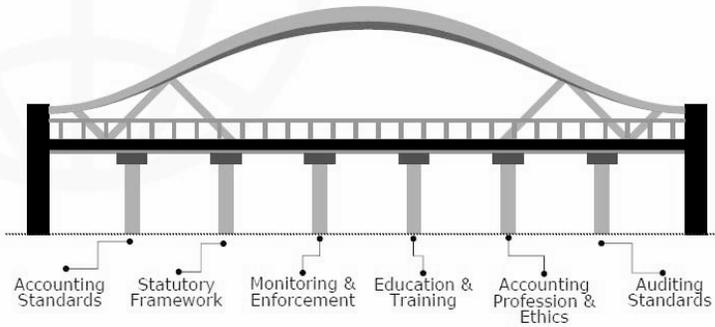
### Before and after Enron

- ・ 00年:IOSCOはIASを承認。
- ・ 2000年:EUのIAS基準の域内適用方針(05年実施)。
- ・ 01年:IASCF・IASBの活動開始(ロード)。
- ・ 01年:日本では、FASF・ASBJが発足。
- ・ 02年1月:日本は「監査基準」の全面改訂。
- ・ 02年7月:企業改革法(SOX法)の導入と国際的な影響)、10月にIASBとFASBのノーウオーク合意、PCAOBが(1980年代から監査を強化してきたASBに代わって)公開会社の監査基準設定引継ぎ・強化。
- ・ 03年:IFAC改革
- ・ 04年以降:EUのCESRIによる米・日・加の会計基準の「同等性評価」。
- ・ 05年:PIOB発足(ロード)。
- ・ 05年以降:IASBとASBJとの統合作業。
- ・ 05年:米国における外国企業へのIFRS適用容認に関するロード・マップ案の公表(07年12月に前倒し、実施)。
- ・ 08年11月:米国企業に対するIFRS適用(任意・強制)のロード・マップ案の公表(11年に強制かどうかを決定することとし、決定した場合には段階的に適用)。
- ・ 09年1月:IASCFに対するモニタリング・ボードの設置。
- ・ 09年3月:IAASBのISAsに係る「明瞭性プロジェクト」の完了(PIOBによる承認)。
- ・ 09年:IASBはIAS39を09年末までに包括的に見直す方針(IAS39、公正価値測定については、これまでIASBとFASBが整合的な取扱いを確認。今後、金融商品の保有区分のあり方や減損等について、包括的な見直しを行う予定。)
- ・ 09年6月:IOSCOによるISAsに関する声明の公表。
- ・ 09年6月:ECはISAs採択のプロセスの開始。
  - ：米国においてもISAsの適用の可能性?(まず、米国外企業への適用が容認か?)
- ・ 09年6月:日本においてもIFRSの任意適用の道を開く。
- ・ 09年:中国は既に概ね採択しているIFRSに加えて09年末までにISAsの採択を行なう方針。
- ・ 10年:IFAC改革の成果の評価と今後の方向の打出し。

図表14

## 財務報告の基盤 (1)

### Financial Reporting Infrastructure (1)

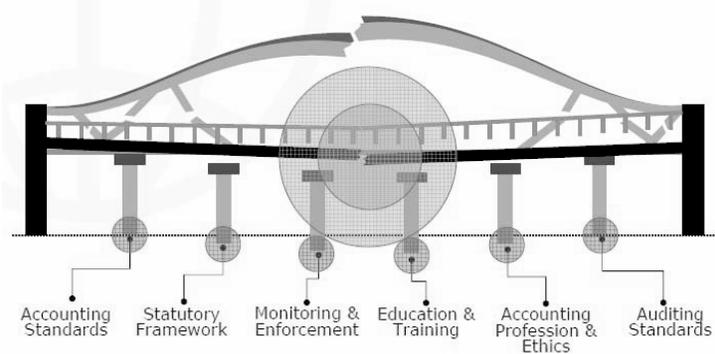


出所: The World Bank, Europe and Central Asia Region (Mr. David Nagy), 2003

図表15

## 財務報告の基盤 (2)

### Financial Reporting Infrastructure (2)



出所: The World Bank, Europe and Central Asia Region (Mr. David Nagy), 2003

図表16

## 国際会計・監査基準の動き

|             | 設定主体  | IOSCOの関心  | ECのスタンス               | 米のスタンス   | 日本のスタンス   | 備考   |
|-------------|---|---|-----------------------|--|---|--|
| IFRS (IASs) | 1973年 IASC (先進9カ国の会計士団体) (2001年 → IASCF + IASB) | 1987年 IASC の諮問グループに参加。1993年 core standards の提示・要請。2000年 IASs の承認。 | 2000年採択方針。2005年採択・適用。 | (USGAAP の設定を1973年から FASB が引き継ぐ。) 2000年 IASB の指名委員会議長に A. Levitt、IASCF 評議会議長に P. Volcker を送り込む。 | 2001年に経団連、JICPA 等による FASB の設立とその下の ASBJ による企業会計基準の決定に移行。2009年6月 IFRS 移行の方針。 | IASB は2000年コア・スタンダードを完了。同年には、IOSCO のエントースとともに、EU も採択の決定。 |
| ISAs        | 1980年 (IFAC の) IAPC (2001年 → IAASB)             | 1992年に一度は承認。1993年撤回。2009年6月 ISAs に関する声明の発表。                       | 2009年採択の検討表明。         | 米監査基準は AICPA から1978年に ASB、さらに2002年以降 PCAOB が公開会社の監査基準を設定。                                      | 企業会計審議会 (監査部会) が基準設定を行い、JICPA の監査基準委員会が実務指針を担当。2002年に全面改訂。                  | IAASB 2009年3月に「明瞭性プロジェクト」完了。                             |

## 明瞭性プロジェクト (Clarity Project)

図表17

- 2004~2009年
- 全体的な監査目的の明瞭化: Identifying the auditor's overall objectives when conducting an audit in accordance with ISAs;
- 個々の監査基準の明瞭化: Setting an objective in each ISA and establishing the auditor's obligation in relation to that objective;
- 監査人の遵守すべき事項の明瞭化: Clarifying the obligations imposed on auditors by the requirements of the ISAs and the language used to communicate such requirements;
- 曖昧さの排除: Eliminating any possible ambiguity about the requirements an auditor needs to fulfill; and
- 読易さ・理解の促進: Improving the overall readability and understandability of the ISAs through structural and drafting improvements.
- (参考ウェブサイト) IAASB Clarity Center: <http://web.ifac.org/clarity-center/index>

議論になった点(例):

- (1) 目的と要求事項が明示されることによる新たなインパクト (shall と should)
- (2) ベストプラクティスの世界から要求事項の世界へ (best practice から requirement へ)
- (3) 監査の「質」に対する新しい認識
- (4) ISA 265、ISA 700等の議論、(倫理基準を巡る議論)

図表18

## 監査の各基準の構成 (Structure of the ISAs)

- **導入: Introduction**  
Introductory material may include information regarding the purpose, scope, and subject matter of the ISA, in addition to the responsibilities of the auditors and others in the context in which the ISA is set.
- **目的: Objective**  
Each ISA now contains a clear statement of the objective of the auditor in the audit area addressed by that ISA.
- **定義: Definitions**  
For greater understanding of the ISAs, applicable terms have been defined in each ISA.
- **要求事項: Requirements**  
Objective is supported by clearly stated requirements. Requirements are always expressed by the phrase "the auditor shall."
- **適用と説明事項: Application and Other Explanatory Material**  
The application and other explanatory material explains more precisely what a requirement means or is intended to cover, or includes examples of procedures that may be appropriate under given circumstances.

図表19

## 明瞭性プロジェクト完了後の姿

|  |      |                                       |
|--|------|---------------------------------------|
| ISQC (財務諸表監査等に係る事務所の品質管理)                            |      |                                       |
| Audits of historical financial information (財務情報の監査) |      |                                       |
| ISAs 200~299   | (8)  | 一般原則及び責任<監査契約、監査調書、統治・経営者との連絡等>       |
| ISAs 300~499   | (6)  | リスク評価及び評価したリスクへの対応<監査の計画、虚偽表示リスクの識別等> |
| ISAs 500~599   | (11) | 監査証拠<考慮事項、外部確認、サンプリング、継続企業、書面による確認等>  |
| ISAs 600~699   | (3)  | 他者の作業の利用<考慮事項、内部監査人の作業の利用等>           |
| ISAs 700~799   | (5)  | 監査結果と報告<意見形成、比較情報等>                   |
| ISAs 800~999   | (3)  | 特殊領域<考慮事項等>                           |

注1. 従前の国際監査基準の構造に沿っているが、内容が全面的に改定された基準がある。上記の他に、ISAE3402の保証報告を考慮する見方もある。

注2. 明瞭性プロジェクト以外には、監査実務書のIAPS 1000s、レビュー業務関係のISRE 2000s、保証業務関係のISAE 3000s、調整業務関係のISRS 4000s等があり、今後さらに、carbon emissions、pro forma、XBRL等の追加が予想される。 出所:IFAC資料を基に筆者が作成。

## 監査基準の国際標準化の意味

図表20

### ISAs as international standards

- 監督当局
  - 監査基準の明瞭化と体系化。
  - 要求事項の明記により監督当局の対応が明確化(処分等においても)。
  - 国際監査基準の採択・実施(enforceability)が現実的なものに。
- 監査人
  - 監査の使命・目的の認識と個々の行為における自覚。
  - 国際的なインプリケーションの理解(監査の目的・方法論の充実、均質的な監査の提供)。(BIG4のネットワークの変化?)
  - ベストプラクティスから要求事項の認識へ。
  - Requirementとともに目的の自覚。
- 投資家等の財務諸表利用者
  - 高品質の均質的な監査と財務諸表の期待の実現。

## 国際標準化の実体

図表21

### positive/negative aspects of standardization

米国

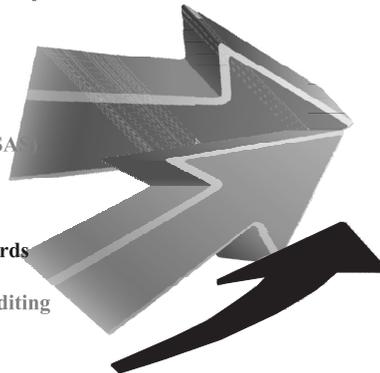
GAAP by FASB  
(PCAOB Standards/ SA)

EU

Different national standards  
→ IFRS by IASB  
(Different national auditing standards) → ISAs

日本

Japanese standards by ASBJ  
(Japanese standards)

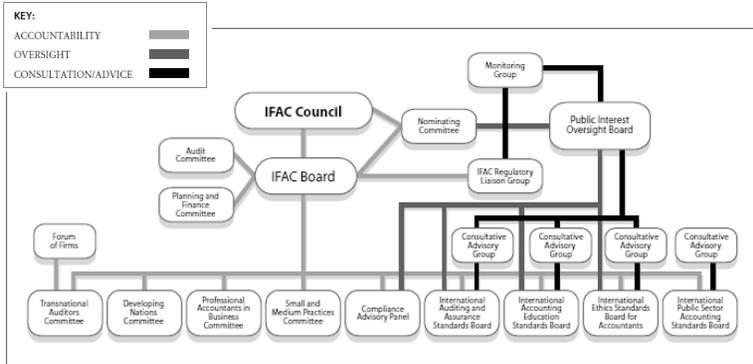


グレーの文字は、監査基準を示すが、図には示されていない。一つのシナリオは、会計基準の場合と同じ歩みをたどるかどうか。

# IFACの組織図とPIOB

図表22

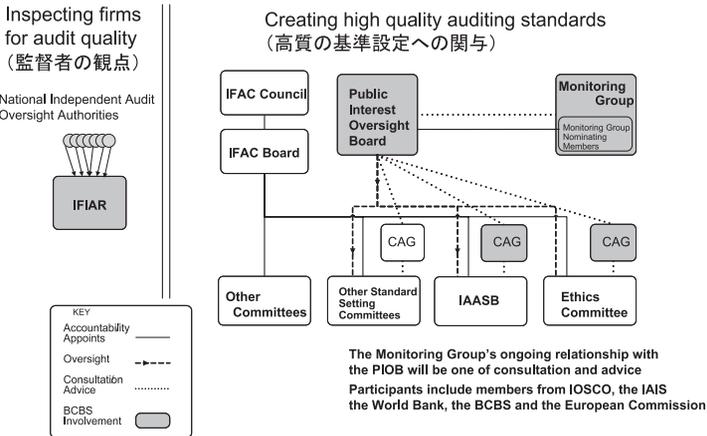
## IFAC organizational diagram and PIOB



Source: Adapted from IFAC Reform Proposals, Sep. 2003

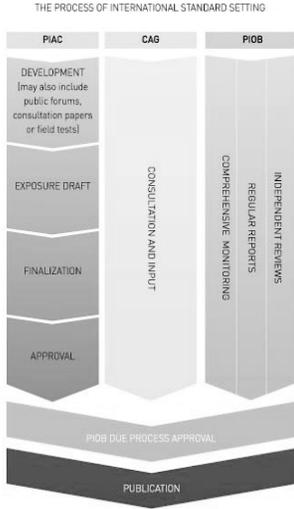
# バーゼル委員会(BCBS)から見たPIOB等の位置づけ PIOB and related parties

図表23



Source: Mark Pickeur, Banking, Finance and Insurance Commission (2008).

図表24



## 国際監査基準の設定プロセス (Process of ISAs setting)

(左)PIACs:

- IAASAB (国際監査・保証基準審議会)
  - IAESB (国際会計教育基準審議会)
  - IESBA (国際会計士倫理基準審議会)
- による監査基準決定(改訂)の作業プロセス

(中)CAG (諮問助言グループ)

- によるPIACsの活動プログラム・プロジェクト優先順位・議論の内容・手順等について助言/忠告(但し、投票権はない)

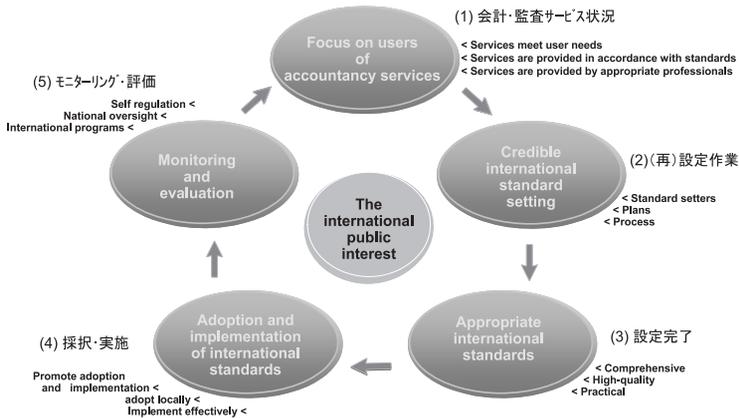
(右)国際公益監視委員会(PIOB)による監視(指名委員会、CAP、CAGを含む)

- 目的: 公益に十分配慮して議論?
- 対処プロセスが適正?
- 手段: 直接的・全般的なモニターリング
- PIACs、CAG議長等との対話
- ERF (PIACs活動に対するPIOB独自のチェック等)

## 基準設定の流れ

図表25

### Ongoing flow of standard setting



Source: PIOB

図表26

## 金融資本市場にとっての意義

- グローバルな金融資本市場にとっての財務情報
  - 均質化、高水準化
  - 投資家の信頼と意思決定の裏づけ
- 金融資本市場の公正性(integrity)と秩序ある運営(orderly operation)に貢献
  - 現下の混迷する金融資本市場にとって重要
  - クロスボーダー証券取引に重要な役割
  - 国内証券取引にも潜在的役割



<http://office.microsoft.com/ja-JP/clipart/results>

図表27

## IOSCOの声明の意味

### **IOSCO statement on ISAs**

- ISAsの明瞭化の効果
  - 内外の監査における共通言語
    - 投資家、監査人、監督機関、証券規制当局等
    - 国際的な資本市場での役割を果たすため
  - 投資家の信頼性を高めるための財務・監査情報
    - 投資家の信頼と意思決定の裏づけ
    - クロスボーダー証券取引に重要な役割
- 明瞭性プロジェクトの成果を歓迎
- 各国証券当局がISAsによる監査を受け入れることを促す(encourage)

## **国際標準化の実体 (1)**

図表28

### **positive/negative aspects of standardization**

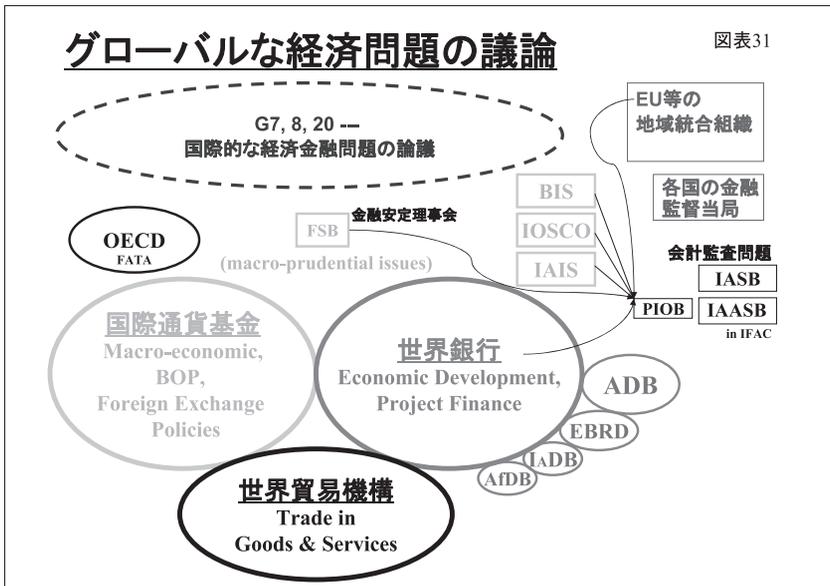
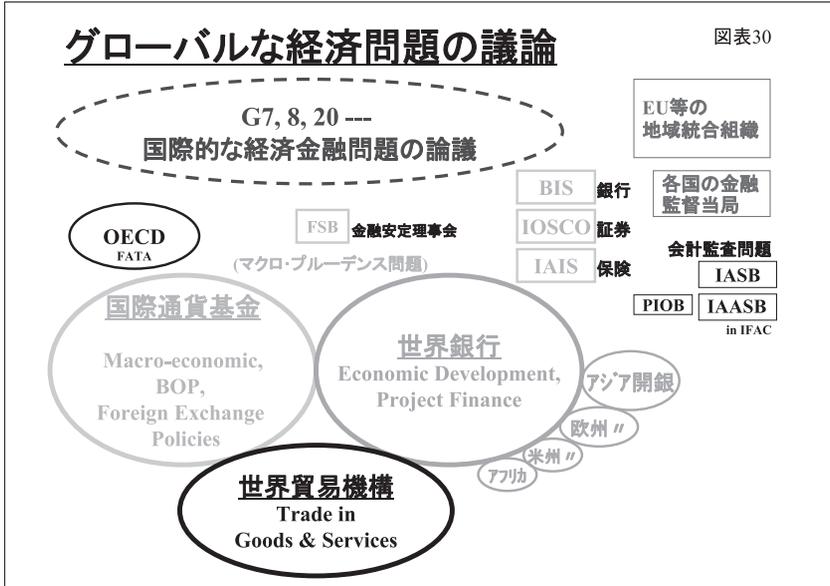
- 財務情報・データの比較可能性
  - 異なる状況下から生じた結果(各国に所在する子会社の成果)の比較・集計の明瞭性
  - 指標作成・比較・集計のコストと効率
  - ネットワーク効果(network externality)
- 国際標準の要件
  - 説得力を伴うもの(ECの判断基準)
    - A high level of creditability and quality
    - Conducive to public good
    - Proper due process, public oversight, transparency, and generally accepted internationally
  - 多数派効果(majority rule, control, coercion, culture)  
(例: VHS vs. ベータ)

## **国際標準化の実体 (2)**

図表29

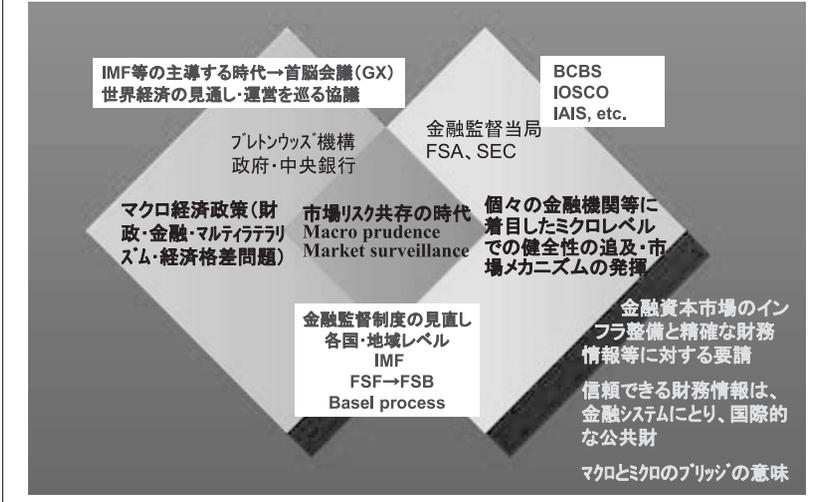
### **positive/negative aspects of standardization**

- 一本に統合
  - IFRSがその道をたどっているか
  - イニシアティブ、ヘゲモニの側面
  - 全面採用(As adopted)か修正採用か(As modified)
    - 概ね的採用、部分的採用
    - 一部不採択(carve out)
- コンバージェンスのアプローチ
  - 差異は縮まるがなくなる。
  - 相手を引き寄せるか、自分が近づくか
  - 相手の懐に飛び込んで「ホトギス」的な托卵を図るか
- 並存のアプローチ
  - 不便
  - しかし、独自性のメリットは残る。



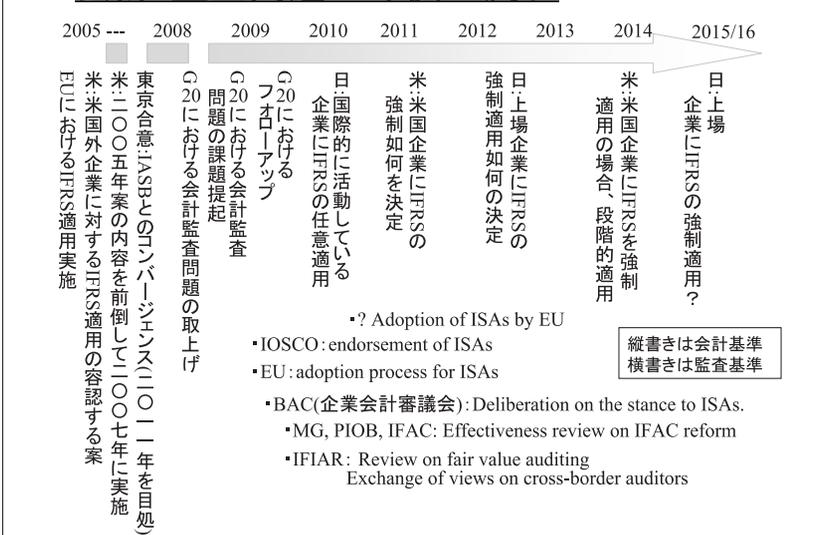
図表32

## 金融資本市場の安定を目指して(market stability?)



## 会計・監査問題の今後の流れ

図表33



## 参考資料 (reference)

- IFAC “Rebuilding Public Confidence in Financial Reporting: An International Perspective”, July 2003
  - <http://www.ifac.org/MediaCenter/?q=node/view/344>
- IFAC “Reform Proposals”, Sep. 2003
  - [http://web.ifac.org/download/IFAC\\_Reform\\_Proposals.pdf](http://web.ifac.org/download/IFAC_Reform_Proposals.pdf)
- Standard-setting Boards: IAASB, etc.
  - <http://www.ifac.org/#>
  - <http://www.ifac.org/IAASB/>
- PIOB “Public Report” from 2006 to 2009
  - <http://www.ipiob.org/reports.php>
- ウェブサイト: 金融庁、IOSCO、JICPA、(FASF、AICPA、EC、FRC等)
- 専門誌 (「会計・監査ジャーナル」、「旬刊経理情報」、「週刊経営財務」等)
  - 会計・監査ジャーナル「IAASB」関係
- 磯山友幸「国際会計基準戦争」2002年 日経BP
- 渡邊 泉「歴史から学ぶ会計」2008年 同文館出版
- Micklethwait J., & A. Wooldridge, “The Company”, 2003 (Modern Library Chronicles Book) (邦訳:「株式会社」ランダムハウス講談社)

資料②

資料1

平成21年1月7日  
金 融 庁

欧州連合（EU）による会計基準の同等性評価について

欧州連合（EU）の欧州委員会は、先般（平成20年12月12日）、会計基準の同等性評価の最終決定を行い、日本の会計基準について、米国会計基準と並び、EUにおいて採用されている国際会計基準と同等であると発表しておりますが、今般、下記の欧州委員会規則及び決定を12月19日のEU官報に掲載しました。

- ・ 目論見書指令（2003/71/EC）を施行する2004年欧州委員会規則第809号を改正する2008年欧州委員会規則1289号（12月12日付）
- ・ 第三国の証券発行者による連結財務諸表作成のための第三国の会計基準及び国際会計基準の使用に関する欧州委員会決定（12月12日付）

本規則及び決定では、日本の会計基準については、概要、以下のとおり記載されています。

2007年8月、企業会計基準委員会（ASBJ）及び国際会計基準審議会（IASB）は、日本会計基準と国際会計基準の重要な差異を2008年までに、残りの差異を2011年までにそれぞれ解消するとの合意を公表した。日本の当局は、EUの発行者の国際会計基準による財務報告に対し、（我が国で公開する場合）数値調整措置を求めている。このため、2009年1月1日以降、日本の会計基準については、（EUにおいて採用されている）国際会計基準と同等と考えることが適切である。

## 図表 IAASBのメンバー及び基準設定の仕組み

### 1. メンバー構成と議決要件

IAASBは、18名のメンバーから構成される審議会であり、メンバーのうち、3分の2以上（全員出席の場合、12名以上）の賛成が得られた場合、基準等が議決される。

IAASBは、国際的な監査や保証の基準を策定するという公的な使命を帯びているため、メンバー構成及び基準設定について、ユニークな特色が存在する。すなわち、18名のメンバーは、各国の公認会計士協会からの代表者10名、フォーラム・オブ・ファームズ（Big 4等大手監査事務所等の団体。通称、PoF）からの代表者5名のほか、特に国際的な公益を踏まえて発言することが期待される者（パブリック・メンバー）が3名という構成とされているほか、監査の実務家と非実務家の人数が同数になるようにされている。なお、筆者はパブリック・メンバーとして選出されている。

IAASBメンバーは、従来、先進国からの者を中心として構成されていたが、ISAが世界中で用いられるようになっていくに伴い、途上国からのメンバーを増加させる傾向にある。参考までに、地域・国別という観点からメンバー構成を分析すると、2009年度では、欧州7名、北米6名、アジア・オセアニア4名、アフリカ・中近東1名となっている。

なお、メンバーのほかに、金融庁、米国PCAOB、欧州委員会及びCAG議長（後述）が発言権のあるオブザーバーとして出席している。

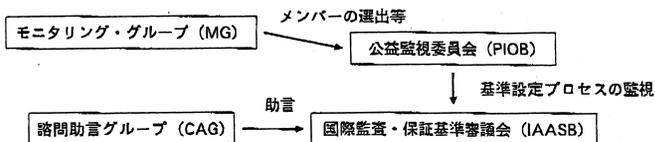
### 2. 基準設定プロセス

IAASBは、通常、1年で4回開催されるほか、プロジェクトごとに基準等の草案を行うタスクフォース（TF）が組織され、TF会合がIAASB会議（以下「本会合」という。）の合間に開催される。TFは、本会合における意見を踏まえて草案を行うほか、スタッフの支援を得つつ公開草案に寄せられたコメントの分析を第一義的に行う等、議長と共に、プロジェクトにおいて主導的な役割を果たす。

基準設定は、通常、プロジェクトの概要決定→論点整理→公開草案（原則、120日）→基準の承認というプロセスを経て行われる。また、1年に2～3回程度、規制当局や各国国際組織の代表から構成される諮問助言グループ（Consultative Advisory Group。通称、CAG）<sup>1</sup>との会合が開催され、公開協議プロセスとは別にプロジェクト初期の段階から外部より意見聴取が行われるほか、プロジェクトの重要性に応じて、円卓会議が開催される。

また、特筆すべき点として、基準設定プロセスを公益監視機関（Public Interest Oversight Body。通称、PIOB）<sup>2</sup>が監視している点が挙げられる。IAASBは、国際的な監査基準という半ば世界的公共財をIFACという自主規制機関の中で設定していることから、適切なデュー・プロセスを経ることは組織としての生命線と言える。このため、適切なプロセスを経て基準設定が行われていることを、国際的な金融当局の集合体であるモニタリング・グループ（MG）<sup>3</sup>より選出され、金融及び財務報告の分野に高い見識を有する有識者から構成されているPIOBのメンバーに監視いただくことによって、その説明責任を果たしている。

基準設定プロセスの概要を図示すると、以下のとおりとなる。



（注）

1 CAGには、IOSCO等のMGメンバー（後述）のほか、CFA協会、日本証券業協会、内部監査人協会（IIA）、国際金融協会（IIF）、国際法曹学会（IBA）、国際会計基準審議会（IASB）、世界取引所連盟（WFE）等30程度の組織がメンバーとなっている。

2 PIOBは、10名のメンバーから構成されており、日本からは北村蔵治氏（早稲田大学大学院 国際情報通信研究科教授）がメンバーとなっている。

3 MGは、証券監督者国際機構（IOSCO）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、保険監督者国際機構（IAIS）、世界銀行、欧州委員会（EC）から構成されている。

**Due Process Element A:**

- A1 – Project proposal prepared
- A2 – Project proposal circulated
- A3 – Project proposal approved
- A4 – CAG consulted

**Due Process Element B:**

- B1 – Public forum or consultation paper considered
- B2 – Field test considered;
- B3 – Decision on B1/B2 minuted
- B4 – Results from B1/B2 considered (if applicable)
- B4 – CAG consulted
- B5 – Standard approved for public exposure

**Due Process Element C:**

- C1 – Exposure draft posted on website
- C2 – Explanatory memorandum provided
- C3 – Comments received posted on the website

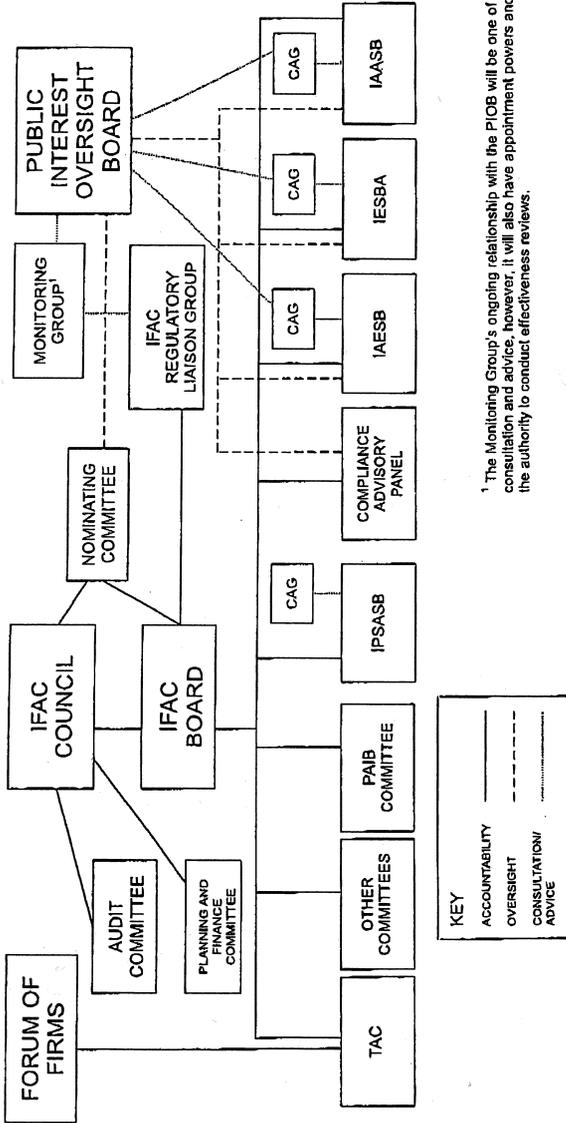
**Due Process Element D:**

- D1 – Significant issues raised with IAASB
- D2 – Board deliberation on significant issues
- D3 – CAG consulted
- D4 – Re-exposure considered
- D5 – Re-exposure approved (if applicable)
- D6 – Explanatory memorandum provided on re-exposure draft (if applicable)

**Due Process Element E:**

- E1 – Due process confirmed
- E2 – Board approval of final standard
- E3 – Basis for conclusions provided

IFAC Organizational Diagram



<sup>1</sup> The Monitoring Group's ongoing relationship with the PIOB will be one of consultation and advice, however, it will also have appointment powers and the authority to conduct effectiveness reviews.

TAC = Transnational Auditors Committee; Other Committees include the Developing Nations Committee and the Small and Medium Practices Committee; PAIB = Professional Accountants in Business Committee; IPSASB = International Public Sector Accounting Standards Board; IAESB = International Accounting Education Standards Board; IESBA = International Ethics Standards Board for Accountants; and IAASB = International Auditing and Assurance Standards Board.

2009年6月11日

### IOSCO (証券監督者国際機構) による国際監査基準に関する声明

IOSCOは、投資家を保護し、国際的な資本市場の公正性及び秩序ある運営の促進のために協働する証券規制当局による国際機関である。このような共同作業は、投資家の意思決定にあたっての信頼性の基となるものである。

投資家にとって重要な情報は、証券の発行体の財務諸表である。そして、独立監査人による財務諸表監査は、財務諸表に対する投資家の信頼性を向上させるためのものである。このため、監査を実施する際の基準は、監査の品質を保つ上で不可欠であるだけでなく、公益に資する上でも重要である。

国際的な監査基準は、国際的にも国内の監査基準の標準としても、投資家、監査人、監査監督機関及び証券規制当局が国際的な資本市場でそれぞれの役割を果たすための、共通の監査言語を提供するものである。

IOSCOは、長期間にわたり、国際監査基準 (ISA) を策定する民間の基準設定主体である国際監査・保証基準審議会 (IAASB) による作業を通じた、一組の国際的な監査基準にかかる取組みを支援してきた。なお、IAASBは国際会計士連盟 (IFAC) を設立母体とし、公益監視委員会 (PIOB) の監視下にある組織である。

過去数年間、IAASBはISAの本文の構成を見直し、改善するプロジェクト (いわゆる明瞭性プロジェクト) に取り組んできた。ISAに関する2007年11月9日の声明に記載のとおり、IOSCOはこれらの取組みを支持してきた。IAASBは、今般、この取組みの完了と明瞭化されたISAの公表を宣言した。IOSCOはこの画期的成果を歓迎する。IOSCOはISAの規定を明瞭化することによる効果に着目し、従来のISAを新しい基準に置き換えることを支持する。IOSCOは、今後のISAの継続的な改善だけでなく、グローバルな監査慣行の実現に向けた翻訳、教育、その他の分野における多くの人々による継続的な進展を期待する。

IOSCO は国際的な財務報告に貢献し、投資家の信頼と意思決定の基づけとして、一組の国際的な監査基準によって果たされる役割の重要性を確信している。国際的な資本市場における現状は、その支援の重要性を強調するものである。IOSCO は、現在、多くの証券規制当局がその資本市場において、ISA によって行われた監査を受け入れていることを留意する。これにより、ISA が、資本市場におけるクロスボーダーでの証券公募及び上場の促進において、重要な役割を果たすことができる。

IOSCO は、クロスボーダーでの公募及び上場のために、証券規制当局が、明瞭化された ISA により実施・報告される監査を受け入れることを促す。ただし、その受け入れの可否は、各国における多くの要因や状況に依存することは認識している。更に、IOSCO は、各国又は各地域レベルの要因が考慮されることを認識しつつ、国内向け公募及び上場においても、明瞭化された ISA が果たす潜在的役割に着目し、証券規制当局と関連当局が、国内向けの監査基準の設定にあたり、明瞭化された ISA を考慮に入れることを促す。

**MEDIA STATEMENT**



International Organization of Securities Commissions  
Organisation internationale des commissions de valeurs  
Organizaçao Internacional das Comissões de Valores  
Organización Internacional de Comisiones de Valores

IOSCO/MS/06/2009

Tel Aviv, 11 June 2009

**IOSCO Statement on International Auditing Standards**

IOSCO is the global body of securities regulators who work together to protect investors and enhance the integrity and orderly operation of the global capital markets. Such collaborative activities support investor confidence which aids investor decision making.

A key element of information evaluated by investors is an issuer's financial statements. An independent audit of those financial statements is designed to enhance investor confidence in the reliability of the financial information provided. The standards by which those audits are conducted are in turn a key contributor to audit quality and as such are important to serving the public interest.

International auditing standards—either of themselves or as a touchstone for the determination of national auditing standards—provide a basis for a common auditing language that investors, auditors, audit oversight bodies and securities regulators can use as they carry out their respective roles in the global capital markets.

IOSCO has long encouraged efforts around a set of internationally developed auditing standards through the work of the International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB), the private-sector standard setting body that develops International Standards on Auditing (ISAs). The IAASB is organized under the auspices of the International Federation of Accountants and it is subject to the oversight of the international Public Interest Oversight Board.

For the last several years the IAASB has carried out a project to restructure and improve the body of ISAs (known as the "Clarity Project"). IOSCO has encouraged these efforts, as noted in its 9 November 2007 Statement on International Auditing Standards. The IAASB has now announced the completion of this work and the release of the clarified ISAs. IOSCO welcomes achievement of this milestone.

Calle Oquendo 12  
28006 Madrid  
ESPAÑA  
Tel.: (34 91) 417.55.49 • Fax: (34 91) 555.93.68  
mail@oicv.iosco.org • www.iosco.org

## MEDIA STATEMENT



International Organization of Securities Commissions.  
Organisation internationale des commissions de valeurs  
Organizaç o Internacional das Comiss es de Valores  
Organizaci n Internacional de Comisiones de Valores

IOSCO endorses the replacement of the previous ISAs with the new standards, noting the improvements that have resulted from clarifying the ISA requirements. IOSCO looks forward to continued progress in terms of the translation, education and other efforts by many to facilitate global audit practices as well as the continuous improvement of ISAs over time.

IOSCO believes that there is an important role to be played by a set of international auditing standards in contributing to global financial reporting and supporting investor confidence and decision making. Current events in the global capital markets underscore the importance of this support. With respect to ISAs, IOSCO notes that today many securities regulators accept audits performed in accordance with ISAs in their capital markets. As a result ISAs are able to play an important role in facilitating cross-border securities offerings and listings in those markets.

IOSCO encourages securities regulators to accept audits performed and reported in accordance with the clarified ISAs for cross-border offerings and listings, recognizing that the decision whether to do so will depend on a number of factors and circumstances in their jurisdiction. Further, IOSCO notes the potential role of the clarified ISAs for purely domestic offerings and listings and thus encourages securities regulators and relevant authorities to consider the clarified ISAs when setting auditing standards for national purposes, recognizing that factors at the national and regional level will be relevant to their considerations.

### MEDIA ENQUIRIES

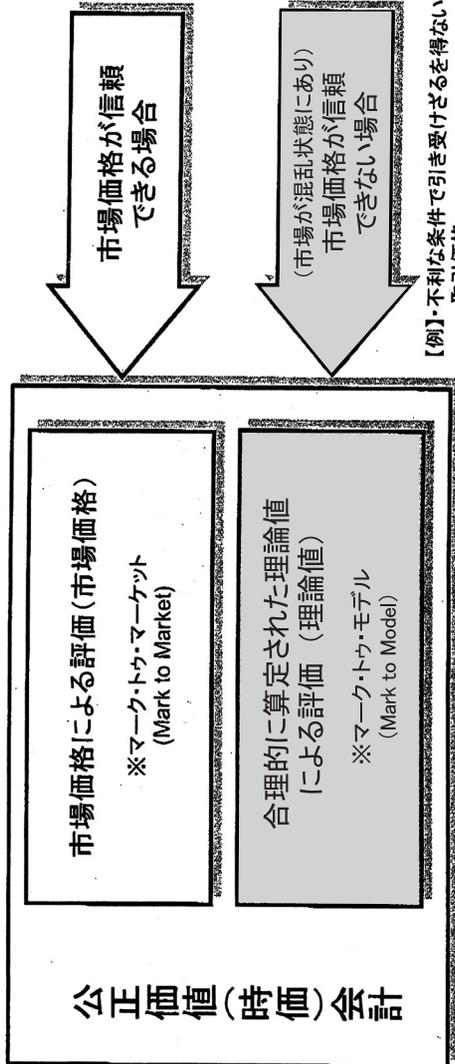
David Cliffe  
Mobile  
Email:  
Website:

+ 34 91 787 0419  
+ 34 679 969 004  
[d.cliffe@iosco.org](mailto:d.cliffe@iosco.org)  
[www.iosco.org](http://www.iosco.org)

Calle Oquendo 12  
28006 Madrid  
ESPAÑA  
Tel.: (34.91) 417.55.49 • Fax: (34.91) 555.93.68  
[mail@cirov.iosco.org](mailto:mail@cirov.iosco.org) • [www.iosco.org](http://www.iosco.org)

## 公正価値(時価)会計 [Fair Value Accounting]

公正価値(時価) → 公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場(市場価格)に基づく価格をいう。市場価格が無い場合には、合理的に算定された価格を公正な評価額とする。



※合理的に算定された理論値の算定方法【例】

- ・類似の金融資産の市場価格に調整を加える方法。
- ・将来キャッシュフローを割引引いて現在価値を算定する方法。
- ・一般に広く普及した理論値モデル又はプライシングモデル(例、ブラック・ショールズモデル、二項モデル)を使用する方法。

出所：金融庁資料